

令和6年第6回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和6年12月16日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年12月16日 午後 2時05分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 日名由香 | 2番 | 渡邊順子 |
| 3番 | 我妻瑛子 | 4番 | 高森学 |
| 5番 | 丸山節夫 | 6番 | 河上真智子 |
| 7番 | 平澤一浩 | 8番 | 山崎誠 |
| 9番 | 石井壽富 | 10番 | 片岡昭彦 |
| 11番 | 黒田員米 | 12番 | 西山宗弘 |

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 5番 | 丸山節夫 | 6番 | 河上真智子 |
|----|------|----|-------|

8. 議場に出席した議会事務局職員

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 早川順治 | 書記 | 富士本里美 |
|--------|------|----|-------|

9. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|-----------|------|
| 町長 | 山本雅則 | 副町長 | 岡田清 |
| 教育長 | 石井孝典 | 会計管理者 | 大森初恵 |
| 総務課長 | 山本敦志 | 税務課長 | 石伊利光 |
| 企画課長 | 大槿隆志 | 協働推進課長 | 中山仁 |
| 住民課長 | 宮田慎治 | 福祉課長 | 古林直樹 |
| 保健課長 | 塚田恵子 | 子育て推進課長 | 片山和子 |
| 農林課長 | 三高昌之 | 建設課長 | 大月豊 |
| 水道課長 | 檜寄秀徳 | 教委事務局長 | 大月道広 |
| 定住促進課長 | 荒谷哲也 | 加茂川総合事務所長 | 岡崎直樹 |

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議中の撮影許可を既に報告したものに、読売新聞に許可をしていますので、報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、丸山節夫君、6番、河上真智子君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをいたします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問、入らせていただきます。

本日は、一問一答にてどうぞよろしく願いいたします。

大卒、4点ございます。

1点目、公民館の設立につきまして。

まず、令和7年、間もなく4月学校統合によりまして、本町における学校は、小学校は3校体制となることが決まっております。そして、私自身が、今までのなりわいの中で、各地域を回り、公民館を回っていく中で感じていたこと、そしてまた地区を見ていたとき

に、学校名がやはりなくなってしまうことへの寂しさであったりとか、その後、地区がどのように生かされていくのかということを感じていったとき、その地区の歴史などを見てつぶさに感じていたときに、この新しい年度が始まるときに、この地区の歴史においても新しい形が、それぞれの地区において構築していくべきではないかなというふうに感じております。そして、だからこそ地区名が残っているこの公民館が、役割がとても重要になってきているのではないかと。それぞれの地区の方々の誇りであったり、今まで守ってきたものが集約されている、そのような公民館となるべきではないかとこの数年の活動の中で感じてきました。

その1点目、公民館の存在につきまして、この果たす役割をどのように町として考えておられるのか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、7番、平澤議員の御質問にお答えいたします。

公民館は、地域住民の方のために社会教育を行う拠点施設として位置づけられており、仲間同士が集う、学ぶ、結ぶことを促す、人づくり、地域づくりに貢献する施設であると認識しております。当町におきましても、地域の拠点として、地域の皆様方が講座やクラブ活動、スポーツや文化祭などの活動により、年代を超えて交流を深めていただいていると感じております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。この公民館の役割を踏まえまして、2番、吉備高原公民館についてお尋ねしていこうと思います。

吉備高原公民館は、令和2年6月1日に、吉備高原小学校の一角に置かれました。そして、そこから公民館活動、地域の方々の結ぶということであったりとか、今、学ぶということ、そのことを中心に活動が始まって、はや4年が経過しております。今、吉備高原の都市のほうも区画が大分売られて、そして今、世帯数では700世帯以上の方が、この吉備高原公民館に属する世帯数がおられます。そのため、この吉備高原小学校の一角に置か

れまして活動してまいりましたが、町内のほかの公民館と比較をしたときに、現在のこの状況は適切だと認識しておられますでしょうか。それとも、改善の余地があるというふうに認識しておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

町内にある公民館10館のうちで、独立した建物として運営しているのは6館、残り4館は福祉センターやコミュニティセンターなどに事務所を構え運営しております。

御指摘の吉備高原公民館については、小学校内に位置しているということから、常時利用できる部屋が限られてくるため、現在の活動状況を鑑みますと、新たな対応が必要ではないかとも感じております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

3番、今後の展望についてお尋ねいたします。

令和5年6月議会で、吉備高原公民館の施設拡充を願う陳情が取り上げられましたが、審議の結果は趣旨採択でありました。住民が集まって、一つとなって活動できる拠点である公民館として、今、手狭な状態であるということは御答弁いただいて、自由に使えるお部屋が少ないという状況でございました。なので、今後の展望を伺いたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、議員がお尋ねの今後の展望について、少し気持ちを述べさせていただきます。

吉備高原の公民館につきましては、施設整備の拡充について、吉備高原自治組織連絡協議会から以前、議会のほうにその設立の陳情がございました。その結果は、趣旨採択ということになりました。それは議員が御指摘のとおりでございます。採択時に、審査した委員会から補足の説明がございました。それは、協議の中で、町合併時の歴史や、加茂川地

区の独立施設でない他の館のこともしっかりと関連して考える必要があるというような慎重な意見もあったと説明ではされました。こうした議会の御意見もございましたので、吉備高原公民館の施設整備については、そのときの活動状況や地域の情勢などを鑑みながら検討していく必要があるとの思いから、今、進めているところでございます。この検討の中で、地域の皆さんの思いが、私はかなえられる時期は結構早いのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

先ほど町長の御答弁いただきました。大変うれしい御答弁いただきました。その時期が近いのではないかと。

ということなので、この4番、5番の御質問については、私としては取下げをさせていただきます。6番に移らせていただきます。

町長が願った、その思っている計画のとおりに進むためには、私ども地域としてはどのような取組をしていくべきなのか。その障壁となるものとか、課題となるものはございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

もう障壁というのは、私はあまりないと思います。ただ、新たなものができた暁には、しっかりと活動をしていただかないと、それは意味がございません。ですから、今からしっかりとそれに向けて活動の範囲を広げて、地域の方々に生涯学習、社会教育の大切さを広めていただく、それに尽きると思います。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、2つ目の大枠に入らせていただきます。

生活利便向上につきましてお尋ねいたします。

災害のリスクが少なく、地盤が安定しているというところから、吉備高原都市が注目さ

れて、そして東西住区のほうでも完売に向けて進んでいるということをニュースでも取り上げられている、そのような状況でございます。

先日、私ごとではございますが、5番目の子どもが生まれて、今、子育ての真っ最中という状況でございますが、私の家庭からの要望というものと併せて、この地域を回ったときの要望としまして、吉備高原都市近くにドラッグストアがないだろうか、造っていただけないだろうか、誘致していただけないだろうかというところ。そして、スーパーマーケットのほうを何か1つでも、2つでもというのは難しいと思いますが、何か来ていただけないかというところを多くの方々からお聞きしました。

そのような商業施設を切望する声に応える形で、現状の認識、吉備高原都市の人口が増える中で、まちづくりをしていくためにどのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、7番、平澤議員の御質問についてお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、スーパーマーケットやドラッグストアなど、住民から新たな選択肢としての商業施設を求める声は町としても把握しており、企業誘致活動の中で、商業施設出店の働きかけなどを行なっているところではございますが、企業側からは、一般的にスーパーマーケットであれば、車で10分の商圈範囲内に1万人の人口が必要とされていることから、誘致には至っていない現状でございます。そのため、今後の誘致活動に当たっては、出店者に対して何らかのインセンティブも一緒に考えていく必要があるものと考えております。

一方で、住民生活にとって、町内の既存店舗等の活用がこれまで以上に図られることも、買物環境の充実につながる重要な要素であり、豊かなまちづくりに欠かせないものと考えております。そのため、地域の特性やニーズに応じた買物環境の整備も検討し、住民の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

利便性向上につきまして先ほど御答弁いただきましたが、現在の取組についても、今の答弁の中で入っていたように感じますので、この2番の質問は取り下げ、そして次の質問に移りたいと思います。

災害復旧の補助金につきまして御質問させていただきます。

温暖化の影響、そして昨今の自然災害が頻発しているこの町内でございます。4月にはひょうの被害や、8月には台風の被害が発生し、そして町においては補正予算等も組まれて、そしてその補填といいますか、補助金がされているように思います。

この補助金の制度につきましてお尋ねいたします。

災害が起こらず、補助金を使わなくても済むのが一番よいということは、もう本当に願っていることではありますが、現行の制度というものはどのようなニーズに応えるもので、いつ制定されたものであるのか、その御説明をお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

7番、平澤議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの農地農業用施設及び林道災害復旧事業の補助金についてですが、この事業の採択要件は、24時間雨量が80ミリ以上、または1時間雨量が20ミリ以上の異常気象により発生した農地農業用施設及び林道施設の災害で、国の補助対象とならない小規模な災害の復旧を行う場合に対象となります。補助金は、これらの災害復旧事業に要する経費について、規則に基づいて予算の範囲内で補助金を交付するものです。具体的には、国の補助対象の採択となっていない40万円未満の事業に対し、補助金を交付しています。

また、この事業は、平成16年10月の町合併時に制定されております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

では、2番、復旧工事費用、そこにつきましては、本町の合併当時、平成16年からの変更点がないというところでしょうか。変更点がありましたらお答えください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

施行時からの変更についてですけれども、平成23年度に農業用施設の補助金の上限額を20万円から30万円に改定しております。

平成30年度においては、平成30年7月豪雨の被害が甚大であったことから、農地の補助率を75%に、補助金額を30万円に改定しております。また、農業用施設については、ため池以外のその他の農業用施設の補助を75%以内に改め、農業用施設の土砂撤去などの応急復旧を対象とする補助制度を設定しております。これらの改正は、平成30年7月豪雨災害に限り対象としております。

この平成30年豪雨の影響を受けまして、令和2年から農地復旧の補助金の上限額を10万円から20万円に改め、農業用施設についても補助率を65%から75%以内に改めております。いずれの改正も、受益者負担の軽減を図ることを目的としております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

では、3番。

先ほど、年数を経て、パーセンテージであったりとか補助率が上がっていることは御説明いただきました。では、昨今の復旧工事費用の高騰に見られる現状をどのように捉えておりますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

近年の物価上昇は、人件費や建設資材等にも及んでおり、町が発注する工事費も上昇しております。そのため、受益者負担も増えていると考えられます。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、4番、見直しにつきまして。

復旧工事の規模にもよりますけれども、農業従事者の負担が大きいいように感じておりま

す。その受益者負担の割合ですね。この75%や上限30万円というのは心もとなく、農業収入で覆い切れなかったりするのではないかなと感じておりますが、今後について、そしてまた②番としまして、上限額を上げたりとか、その検討はいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

議員御指摘の復旧などに伴う受益者負担が農業経営を圧迫し、営農意欲の衰退や耕作放棄地の拡大を招くおそれがあります。このような状況に対して、規模の大きい災害復旧においては、比較的受益者負担の少ない国庫補助事業を積極的に活用することと考えております。これにより、大規模な復旧が必要な場合でも、農業従事者への負担を軽減し、営農意欲の低下を防ぐことが期待されます。

また、小規模災害復旧に関しては、町の補助制度を活用することで、迅速かつ効果的に対応できます。これによりまして、早期復旧が図られ、受益者負担の軽減と営農活動が継続できると考えております。

災害の規模に応じた支援策を講じることで、受益者負担の軽減に努め、農業従事者の皆様と引き続き協議を行いながら、継続的な営農活動が可能となるよう努めてまいります。

また、上限を上げることを検討をされているかとのことですけれども、これにつきましては近隣市町の状況も参考にしながら、制度改正について今後研究を行いたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ぜひ前向きな検討を、そして受益者負担が減る、そのような施策をよろしく願いいたします。

では続きまして、地域猫の活動についてお尋ねいたします。

この地域猫の活動、岡山県の地域猫活動支援事業というところの取組の中で、この町内でも行われております。

まず、1番、町内における地域猫活動につきまして、この現状をどのように把握しておられますでしょうか。どの地域がしているのか、実態把握など、どのように捉えておりま

すでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

7番、平澤議員の御質問にお答えする前に、まず地域猫活動について簡単に御説明させていただきます。

これは、飼い主のいない猫によるふん尿や鳴き声などの問題を、地域の環境問題として捉え、地域住民の合意の下、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民活動グループが主体となって、不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行う活動でございます。

現在、この活動については、岡山県が地域猫活動支援事業として助成を行なっております。猫を増やさないという目的で、不妊去勢手術を行うことにより、猫が増えることを抑制するという活動に助成するものでございます。ただし、申請数はかなり多く、現時点で数百件の順番待ちとお聞きしております。

それでは、御質問にお答えいたします。

町内の、猫活動の現状把握についてですか、団体の登録などを行っていないため分かりませんが、「ねこクラブCHIGURA」とか、学校跡地利用の「ティアハイム小学校」というお名前をお聞きしております。

また、地域の数などの実数については、犬のような登録制度がないため、把握できておりません。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

それでは、2番目、地域猫活動を始めようとしている方々につきまして、先ほどお名前が出ました「ねこクラブCHIGURA」さんであったりとか、町内で活動している方々がおられるとは思いますが、ただ、新たに地域の問題だと認識をして、その地域、住区ごとに地域猫活動を始めようとした場合、その初動といいますか、そういった、どうやってやったらいいんだろうというところを、今、実績がある地域猫の活動している地域が先に始めたのであれば、そういったところのサポートとか、アドバイスとか、受けれるような

仕組みをつくっていただくと、とてもより円滑に進めていけるんじゃないかというところで、実態把握というところをお尋ねしたところでございます。

そして、その後、猫用の捕獲籠というところであつたりとか、そういうものを自治会長、住民会長から申出をいただくことによって貸し出すというような、活動開始のサポートをしていただける仕組みというものを何か検討していただけないかというところになります。

そして、そのためには予算等が必要になりますので、ふるさと納税、今、お米を中心に、農作物とか、そういったところのふるさと納税は大変盛んにされておりますけれども。この猫についても、全国に幅広く猫に対する熱烈な応援とか、ファンとか、そういった方、おられますので、そういった方々に呼びかける意味でも、ふるさと納税の制度とか、あとはクラウドファンディングのような多くの方々に、吉備中央町で取り組んでいる、そしてこの地域で困っていることに対して呼びかけをすることによって、その資金の確保をして、初動のサポートに充てていただけないかというふうに御提案等してみたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

御質問にお答えします。

猫用の捕獲籠の貸出しについては、猫だけではなく、ほかの小動物も捕まる可能性があり、また猫をむやみに捕獲することは、愛護動物の虐待に当たるといった課題もありますので、さらなる検討の必要があると思われまます。

そして、一番望ましい形は、冒頭でも申し上げましたが、この問題を地域の環境問題として捉え、地域住民合意の下、その地域にお住まいの、活動を行おうとする住民活動グループが主体となって取り組むことを考えております。

議員のおっしゃられたクラウドファンディングなどは、それぞれの団体が活用されることは大変有意義な方法ではないかと思えます。あくまで、自治体の役割は、そのサポート的なものとして、地域猫活動に対する補助制度等を、県内の他市町村の様子を注視しながら、今後、進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

ありがとうございます。ぜひ地域の方々の環境問題を、町として検討していただきまして、何かもっと大きな声になったときにまた仕組みづくりのほうを御検討いただきたいなということを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

これで平澤一浩君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

6番、河上真智子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問を行います。

質問は3項目、一問一答形式でお願いします。

今朝も冷え込んだんですが、師走に入って急に冬らしくなってきました。寒さだけでなく、空気の乾燥が大変人間にはこたえます。そこに暖房などでさらに乾燥が進むと、喉の粘膜のバリア機能が落ちて、いろんな感染症にかかりやすくなります。今、いろんな感染症が大変はやっております。皆さんもしっかりと予防に努められて、元気に冬をお過ごしいただきたいと思っております。

では、質問のほうに移ります。

まず、1項目め、緊急自動車の通行不可能な箇所の改善についてです。

我が町がデジタル田園健康特区に指定され、その取組が始まって3年が経過いたしました。三次救急病院がないこの町で、急病や事故などで搬送される時間がどうしても長くなってしまったため、初期対応が遅れてしまう、それは大きな問題でした。当然のことながら、治療開始が遅れば、救えるはずの命が失われたり、後遺症が大きく残って日常生活に不便が生じるというリスクがますます大きくなります。

私は、看護師として働いていたときに、何度も救急搬送される方に付き添って、救急車に同乗いたしました。しかし、搬送先が決まるまでの長い長い待機時間、長距離の揺れる救急車内での緊迫した時間、何回経験しても、少しでも早く、少しでも早くと祈るしかなかったのが何とも苦しかったことは忘れられません。

3年前、デジ田の取組を知ったとき、これで状況が改善できるのではないかと光明が見

えた気がしました。都市部の三次救急病院までの距離を縮めることはできませんが、マイナンバーカードと i P i c s s を使った搬送先の選定と、患者情報を先行して伝えるシステムで、初期治療に取りかかる時間を短縮できれば、患者さんにとって大きなメリットになる、そう思いました。

しかし、ある搬送事例を知って、私が見落としていたことに気がついて、思いの足りなさに愕然としました。それは、屋根から転落して肋骨を折って、身動きどころか息をするのさえ苦しい中で、非情にも自分で通報された方のお話でした。通報から救急車が到着するまで1時間以上もかかりました。町内の1台しかない救急車が、そのとき不運にも出勤中で、足守から上がってきた救急車であったのも一因でした。その上、最短経路を一生懸命伝えたにもかかわらず、別ルートから来たため、救急車は迷子になってしまいました。サイレンは聞こえているのに、幾ら待っても待っても来ないという、何ともつらい状況だったそうです。幸い、近くの方がそれに気がついて誘導してくださったのですが、今度は救急車が通る道路に問題があり、現場到着にかなりの時間のロスが生じてしまったそうです。このケースでは、重症ではあっても、命に関わなかったのが不幸中の幸いでした。でも、一分一秒を争う事態だったら、到底間に合ってなかったと思います。このことで、通報から現場到着までの時間がいかに大切かの視点が欠けていたことが、後ればせながらも気づくことができました。

そこで、質問です。

通報が入った時点で、司令室ではコントロール画面に要請先の地図が表示されます。その指示に従って救急車が現場に向かうわけですが、場所によっては遠回りとも思える経路を走行していることがあります。その経路の選択はどのようになされているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、6番、河上議員の御質問にお答えをいたします。

救急車の最短経路を選択できない理由ということでございますが、消防救急業務を岡山市消防局に委託をしているため、岡山市に確認をいたしました。

救急搬送業務の中で最も気をつけていることとして、救急車が交通事故や車両トラブル

で救急搬送ができなくなってしまうとのことでございます。最短経路での走行時に、万が一障害物に当たってしまい、現場に到着する前に救急車が動けなくなるという最悪のリスクを減らすため、なるべく道幅の広い道路を選択するケースがあるとのことでございます。現場の状況で、旋回が難しいことが分かっている場合は、車から降りてストレッチャーを押して走ることもあるようでございます。そして、患者を救急車に乗せて救急搬送をする際には、救急車の車体の安全を確保するという必要があることはもちろん、最優先事項としては搬送する患者への配慮という点が上げられます。最短経路でありましても、路面状況が悪い道路では、走行を極力避けているとのことでございます。これを踏まえて、患者を乗せているときも、乗せていないときも、これらのバランスを考慮し、より早く、より安全に走行できる経路を選択しているということを確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

救急車のほうも大型の車両ですので、安全第一というのは分かりますが、できることなら少しでも最短経路を来ていただきたい、それは本当に心から願っております。そのためにも、一度点検のほうをお願いしたいと思っております。

そして、高規格救急車のほうですが、大型であります、車両自体は言わば大型のワゴン車と同じ。でも、高さが違うんですね。高さが、上に通信用のアンテナがついてますので、地上から約3メートルから3メートル20センチの余裕が必要なようです。

そしてまた、大型車であるゆえに、先ほど課長も言われましたが、回れない場所、そして民家の庭先まで行って、今度は瓦とかの高さが当たってしまうところ、そういうところももう多々あると思います。広い道ばかりはないですね、町のほうでは。なので、それを考えてみれば、やはりもう一度、箇所箇所によって点検が必要だと思っております。その点検によって分かった場所、例えばここは転回ができない場所とか、ここからはストレッチャーでないと進入できない場所とか、それが早めに分かっていたら、地図上に印をつけることができるのではないかと思います。

一度、前の火災発生場所のマップ、あれを質問したときに、グーグルマップ上に地図は出るんだけど、隣の近隣地域からの消防団が応援に駆けつけたときに、場所が分からないというのがありまして、それを質問させていただいたところ、岡山市消防局と打合せの

後で、今度は赤い大きなマークが出るようになりましたので、大変分かりやすくなったということを聞いております。

なので、できることならこの場所、ここは進入は無理だとか、ここまでなら行けるけど、こっからはストレッチャーだとか、そういう場所表示が、これもやはりグーグルマップ上に何とかできないものかとは思っています。件数は多いと思います。岡山市消防局は、はるか南から北の建部まで、もちろん吉備中央町もですけど、多くの場所を管轄されておりますので、一遍にというのは無理なんだろうけど、これから何とかしてこういうことも御検討いただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

救急車などの緊急車両が、通過、回転ができない箇所の点検についてお答えをいたします。

町内には、木が生い茂ったり、幅員が狭く、緊急車両の通行が困難な箇所もあるものと考えております。そのような箇所を確認された場合は、まず道路管理者に情報提供の上、御相談をしていただきたいと思います。もちろん案件によっては、すぐに対処できる場所もあれば、各自治会で活用できる支障木伐採の補助制度や、道路幅員を部分的に広げる工事の制度などにより御協力をいただくこともございます。

また、そのような箇所を指令画面やナビ画面に表示できないかということもございますが、これも岡山市に確認をいたしましたところ、届出のあった道路工事などの規制の情報、道路の規制の情報については指令画面に表示をされますが、回転が難しい道路などの細かい情報については、現在のところ、指令画面やナビ画面には表示は難しいとのことでございます。

消防局におきましても、定期的に道路状況や水利の確認を行なっておりますので、今後もより一層そういった箇所の確認に力を入れ、迅速な到着につながるように要望をしてみたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今後とも、ぜひ引き続き要望をお願いしたいのと。

あと、グーグルマップ上が無理ならば、せめて紙の地図、気がついた箇所とかを書き入れていった紙の地図を、吉備高原出張所の救急車だけでなく、応援に来る可能性のある足守とか建部の救急車に搭載していただけないでしょうか。そうすれば、少しは役に立つのではないかと思いますので、ぜひこちらのほうも御検討を引き続きお願いいたします。

それから、もう一つ。

災害時に、路面や側壁の崩落が起きたとき、救急車はもちろんなんですが、緊急自動車や住民の方の自動車が通行できなくなったとき、反対方向に通り抜けれる道がちゃんとあれば、孤立を防ぐことができると思います。平地であれば比較的問題はありませんが、山の上の地区で道幅が狭い上に、片側が崖ないし斜面、もう片っぽは切り立った山の斜面という箇所も多くあります。先ほどお話しした救急搬送のケースでも、谷底の町道は曲がりくねっており、その上狭い、救急車は通行が大変困難です。そして、上に上がろうとしても、何本も農道があるにもかかわらず、未舗装であったり、支障木で通れなかったりと、もうすぐそこまで来ているのに、そこからが時間がかかってしまったという、何とも心苦しい状況でした。救急車や火事の対応だけでなく、不意の災害時の孤立を防ぐためにも、これも併せて町内の各所での点検と改良をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

災害時の道路状況の安全確認につきましては、災害情報を把握した場合には、直ちに各道路管理者に情報伝達をし、対応をしております。

また、道路管理者によるパトロール等により、安全点検にも心がけているところでございますが、不安な箇所などを発見されましたら、ぜひ情報提供と御相談をお願いしたいと思います。

吉備中央町の道路は、町道だけで延長が800キロメートルを超える状況でございます。非常に広範囲にわたるため、維持管理には大変苦慮しております。また、行き止まりになる箇所もかなりあると認識はしております。緊急車両の通行や孤立集落の防止に向けて、できる限り理想に近づけるよう、今後も引き続き安心・安全な道路環境の維持に努めてまいりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

本当に引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

救急車はもちろんのことなんですが、消防車やデイサービスの送迎車が安心して通ることができれば、不利な地区にお住まいの方も安心して自宅で住み続けることができます。ぜひとも自治会や民生委員さんなどにも協力をしていただきながら、早期に対応していただけるようお願いをしたいと思います。

また、高齢化により、搬送件数は増加傾向です。救急車は町内に1台しかない大切な地域資源です。効率的に運用ができるように、私たち町民の側でも協力できることがあります。体調不良を感じた際には、昼間のうちにかかりつけ医を受診し指示に従っていただくこと、救急車を呼ぶかどうか判断に迷ったときには、電話でシャープ7119の救急安心センターに相談すること、タクシー代わりには使わないこと、サイレンを聞いたら道を譲ってあげることなどです。ぜひ皆さんの御協力もお願いしたいと思っております。

次、2番目の項目に移ります。

吉備高原学園高校の活用についてお尋ねしていきます。

残念なことに、我が町は高齢化が進むことに加えて、青少年人口の減少が顕著です。青少年人口の減少、進学や就職を機に町外に出てしまい、そのまま生活の場を町外に移してしまうためです。これは、結婚や生まれてくる赤ちゃんの数にも直結し、どこより手厚い子育て支援制度を設けているにもかかわらず、少子化への歯止めがかからない状況を生み出している大きな要因だと考えられます。

では、この町で育った中学生は、この町をどのように思っているのでしょうか。町の総合計画には、中学生を対象にしたアンケート結果が掲載されています。中学生250人に配布し、222人から回答がありました。町への愛着があるかの問いには、88%がある、あるいはどちらかといえばあると回答されています。この町に住み続けたいかの問いには、67.5%がはい、あるいはどちらかといえばと回答をされています。これだけの中学生が町への思いを持っているにもかかわらず、高校を卒業すると町外に出てしまう。何てもったいないことでしょうか。また、今後、この町には住みたくないと答えた中学生の理由の第1位は買物が不便でしたが、第2位は町内に進学先がないからでした。このアンケート結果は、逆に言えば町内に自宅から通いやすい高校があれば、状況は少して

も変わる可能性があるとも考えられるのではないのでしょうか。これに関して町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

もう議員が今、御指摘のとおり、第2次の吉備中央町総合計画の中で、中学生のアンケートにおきまして、町内に進学の場合がないというのが第2位になっております。これは、高校、大学へと進学する中で、地元町内に進学の場合がないからこそ、大変不便に思われるということで、私も同じような認識を持っております。

昨今の97%を超える高校進学率、また57%を超える大学進学率を考えますと、吉備北陵高校が閉校して以降、現在、町内に公立高校はございません。町内に自宅から通いやすい高校または大学があれば、本当に町の魅力づくりとして、また定住促進につきましても本当にいいなど、ありがたいなというような思いはございますが、悲しきかな、現状ではないという状況でございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今、町長がおっしゃったように、吉備北陵高校が閉校して以来、もう既に17年になりますね。そのために、町内の子どもたちは、町外の高校に通わなくてはならなくなりました。学生も通学は大変なんですけど、保護者の方の負担も大変大きいと思います。バス停までの送迎、お弁当の準備、乗り遅れたときの対応など、日々御苦労が絶えないことと思います。

現在、町は、高校生の通学補助として運賃の2分の1、寮、アパート代は月額6,000円の補助を支給していますが、決して軽い負担ではありません。一例を挙げれば、新町バス停から高梁駅までの3か月通学定期は約9万円、保護者、町ともに、1か月当たり約1万5,000円ずつの負担をしていることになります。これより遠い高校に通うには、さらに負担額は増えますし、もちろん時間もかかります。

そうはいつでも、町内には高校がないから仕方ない、そう誤解していらっしゃる方が多いのではないのでしょうか。今、町長はないとおっしゃいましたが、実はあります。あるん

です。公立はないですけど、私立があります。上野にある公設民営方式の全寮制、吉備高原学園です。認知度は低いかもしれませんが、様々な地域イベントへの出演やボランティア活動、福祉施設などでの実習などで、実際にはかなりの方が御覧になっているはずです。

先日行われました探究学習発表会では、生徒さんたちが専門コースでの学びやスキルを生かして、地域の課題解決に生き生きと取り組まれた様子を見せていただきました。私は、以前から町内にあって地域とも連携した活動をしてる高校を、町内の学生にも進学先として選択してもらえないかと考えていました。せっかく町内にあるにもかかわらず、進路選択に入っていないのはなぜでしょうか。全寮制ということ、費用面、不登校の受入れという先入観、いろんな理由はあると思いますが、客観的な視点で検討するとメリットもたくさんあります。まず、通学にかかる時間と費用の負担が大きく減ります。子どもの頃から少人数かつ同じメンバーで学校生活を送っている子どもさん。ともすれば、関係性が硬直しかねないこの状況を、全国から多様な生徒が集まる中で、新たな出会いや視界が広がることを期待できます。寮生活で自立心が養われます。様々な選択コースがあり、将来の進路選択を考えた学びができます。もちろん、このほかにもいろんなメリットはあります。費用面に関しても私学助成制度があるため、寮の費用を除けば学費負担は県立高校と同様です。

先日、高校を訪ねてお話を伺ってきました。開学当時は不登校の生徒の受皿として全国から学生が来ており、入試の倍率も非常に高かったのですが、徐々に少子化の進行と通信制の普及など、多様な進路選択ができるようになったため、現在は定員割れとなっている状況だそうです。これはチャンスだと思ひまして、町内の学生には通学制を何とか認めていただけないでしょうかとお願いしたところ、既に学生確保策の一策として県にもお願いしているというお返事でした。県側は全寮制を維持したいとの意向のようですが、同じ県立高校として、三重県立昂学園のように、全寮制高校でも一部通学制を取り入れながら運用してるところもありますので、今後のさらなる少子化を見据えて、交渉の余地はあるのではないのでしょうか。また、公設民営なので、このまま定員割れが続くと、運営する学校法人の経営にも支障があるため、その案に加えて、国際バカロレアの導入も模索されているそうです。

私は、大変勉強不足で、バカロレアは国際的な大学進学のための高度な教育で、それを導入するのは何の意味があるのだろうか、教育カリキュラムとの調整ができるのか

といぶかしく思っておりました。しかし、バカロレアには、また違ったコースがあることを初めて知りました。キャリア形成プログラムのコースでは、学生のキャリア形成教育、職業教育に関連した学習を行い、進学や就職に役立てているのだそうです。国内には、まだこのコースプログラムを導入している高校はないそうで、学生募集の起爆剤になるのではないかということでした。こういった動きに関して、町長はどのような思いを持たれているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

吉備中央町には、本当に大事な高校がございます。これ、公立高校ではございませんが、吉備高原学園高校、本当に大切な学園だと認識をしております。そうした中で、先ほど議員が言われたとおり、大変希望者が少なくなってきております。以前は120名ほど子どもが入ってきておりましたが、今は60名とかというような、大変将来を危惧するようなことになっております。その理由は、今るる言われたとおりです。通信校があったりとか、いろんなことでほかの学校に流れてるというようなことでございます。

そうした中で、吉備高原学園高校も新たな魅力づくりというのをされています。その一環が、先ほど言われました国際バカロレア教育の導入でございます。これは、私も、一度、校長先生、それから理事長と知事にお会いし、説明をいただきました。

このコースでございますが、専門コース制によりまして、自然豊かな吉備中央町の地域行事や、グローバルな視野に立った活動に参加することで生徒の能力を最大限に引き出し、建学の理念である個性の開花を実現できる教育プログラムを実現することができると思います。この実践的な学びによりまして、生徒の興味や関心のある分野の専門性を高めることや、創造力、コミュニケーション能力、柔軟性、協調性などを持った、社会のニーズに応える人材の育成につながるものと大変期待をしております。このような能力は、現在の予測困難な社会変化やAIの技術、グローバル化がますます進む中で、大変必要な要素であろうと思います。

この取組、一度県に言ったところでございます。また、引き続き県のほうに行こうと思っております。この学園の理事長は知事でございます。知事の理解と適切な判断を委ねるところが多いと思いますので、町といたしましても大切な学校のことでございます。一緒に説明

しに行こうと思っております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

町長も応援して下さるといことで、大変心強く思っております。

町内唯一の高校である吉備高原学園高校を存続させるっていうことは、町にとっても大変大きなことだと思います。今は減っているものの、生徒数が定員いっぱいであれば、300名以上です。生徒たちは、便宜上、寮に住民票を移しますから、町の人口動態統計上では、この増減は社会増、社会減としてカウントされます。また、先生方も家族とともに近隣に住まわれていますので、こちらの人数も加えると約400人以上ということになります。言うまでもなく、人口は地方交付税と密接な関係があります。人口と行政経費には正の相関関係があるので、人口が増えると経費も増える、そのため算定の大きな要素となっております。このことから、高校の存続は、単に進学先の確保にとどまらず、町の問題であるとも言えます。

高校は、公設民営であるため、町内の学生のための一部通学制、そして国際バカロレアの導入のためには、運営母体の学校法人や設置主体である県との交渉が欠かせませんが、先ほどは、町長、一生懸命交渉のほうにもお力添えをいただけるということでしたが、もう一度、もっと何かほかの形でも協力することはないでしょうか。そのことがありましたらお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先ほど言いましたとおり、吉備高原学園高校は、町にとりましても大変大切な施設、学校でございます。そうした意味では、存続はしていただかないと困ります。そのためには、町も一丸となってその存続に向けた方策を取ろうと思います。一つは、県への交渉もそうございましょう。

しかしながら、そのほかにもできることがあると私は思います。例えば、町内のイベントへの生徒たちの参画、ボランティア活動、そしていろんな学習の場としての実施研修とか、小学校、中学校の生徒との交流、様々な活動をしていただくと。そうした継続的な連

携が、その学校に対して町民が愛着を持つことにもなります。そして、学園高校の生徒さんも、町に対してまた親しみを感じるということにもなりますので、そのような取組も今後一層進めていきたいと思っています。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

そうですね。教育長にもお願いしたいんですが、もうちょっと町内の中学校の方ともしっかり触れ合わせてあげてください。その方もですね。

今、イベントとかももっと積極的にと言われましたので、学校のほうも一生懸命いろんなことを考えられていると思いますので、ぜひとも協力して何とか存続をと思っております。

でも、もちろん進路選択は自由ですので、ほかの、自分の夢とか希望を持って進学先を選択する学生さんを引き止めるつもりではないんです。しかし、やっぱり先ほど言われたように、取りあえず通えるところはないだろうかとか、ここなら取りあえずバスの時間で何とか行けるんじゃないだろうかとか、そういうことで進路先を選ばざるを得ない生徒さんも大勢おられると思うんです。だけど、せっかく高校に入学しても、バスの時間に阻まれて、友達と十分に時間を使ってゆっくりすることもできなかったり、まず部活動ができないという声は多く聞かれます。そのためにも、ぜひとも町内の高校として活用していただきたい、そう思っております。

もちろんこの高校を卒業して、町外から来られた方で、町内に今、就職されてる方もおられます。もちろん町職員にもおられますよね。そういうこともありますので、町内の企業や、もちろん町役場も人材不足に悩まれておりますので、何とかいい連携を取って、この町のほうへ貢献できる人材が育てばいいなと思っております。

先日開催された次世代議会ですか、そこで、冒頭の挨拶で町長が、町内出身者の町内定着率を上げることが大事だと話されてました。まさにそのとおりだと思うんです。しっかりと保護者の方にもアピールのほうもお願いして、それから学校との連携も図って、何とかいい方向へとお願いしたいと思います。

それでは最後、3番目の項目、旧竹荘中学校の活用についてお伺いしていきます。

平成26年に閉校して以来、既に10年が経過しました。一時期は農業法人が利用されていましたが、撤退後は放置されたまま、年々建物の汚れや傷みが目立っております。

校庭にも雑草が生えるなど、景観的にも大きな問題です。賀陽庁舎のすぐ前に位置しているために、町民の方だけでなく、外部から庁舎を訪れてこられる方にもマイナスのイメージを与えるため、多くの方々、特に毎日目にされている地元地区の住民の方々からは、早く対策をとの強い要望が寄せられております。

今年2月、利活用に関する公募型プロポーザルが実施されました。1事業者から応札があり、審査の結果、優先交渉権が与えられております。3月末に行われた地元地区の区会で、簡単な事業概要の説明がありましたが、その後の経過について概略で結構ですので説明をお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

6番、河上議員の御質問についてお答えいたします。

旧竹荘中学校の活用に関する交渉経過につきましては、未活用財産の有効活用の観点から、令和5年11月から令和6年2月にかけて公募型プロポーザルを実施したところ、CIBI TOKYO株式会社、1社から提案があり、令和6年2月末に開催いたしました事業者選定審査会において審査を行なった結果、CIBI TOKYO株式会社が優先交渉権者として選定をされました。

その後は、当該事業者と旧竹荘中学校の現況、老朽化具合、修繕が必要な箇所及び必要経費等について協議を重ねてまいりました。

なお、今月12月19日には地元住民説明会を開催し、事業者から提案内容等の説明を行い、地元住民皆さんから御意見等をお伺いする予定でございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

じゃあ、基本協定っていうのは契約でなくて、協議をするための申合せっていうことでよろしいですね。

では、プロポーザルは、提案に関する条件が明示されていますので、それについて順を追ってのお伺いをしていきます。

まず、前提条件として、対象物件全体を対象とするとともに、次に掲げる要件を全て満

たすこととあります。その中には、現存する校舎や体育館及び敷地全体を活用した提案であることとの要件があります。旧竹荘中学校は、3階建て校舎、体育館、特別教室棟、クラブハウス棟の4つの建物で、延べ床面積は3,760平方メートル、坪数に換算すると1,140坪、ちょっと大き過ぎてぴんときませんが、標準的な建て売り住宅の敷地を50坪とすると、実に二十二、三軒分に相当する大きさです。また、グラウンドの面積は1万350平方メートル、坪数にして約3,130坪で、こちらも住宅約60軒分以上となり、かなりの規模なのですが、今回の提案では建物全体とグラウンドを含めて対象とした内容となっておりますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

公募型プロポーザルを実施する前の内部協議において、旧竹荘中学校の土地及び建物の一部のみを対象とすることは、管理の都合上避けることが望ましいという視点で、募集要項にそのような条件を付したことが主な理由でございます。

CIBI TOKYO株式会社が提案した活用計画では、敷地及び校舎全体を活用するものとなっておりますが、一度に全ての計画を実現することは難しいものと理解しておりますので、段階を踏んで進めていくものと認識しております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

次に2つ目、事業者が施設の改修計画を立て、整備、維持管理し、事業を運営する提案であることとあります。加えて、貸付条件には、現状引渡しとする、建物等の修繕、更新、改修に係る工事や用途変更に係る費用は、事業者が負担する費用として明示されています。閉校後、既に10年近い歳月がたっており、電気設備、給排水設備には、経年劣化による相当なダメージがあることは容易に想像がつかます。使われていない期間があれば、なおさらのことだと思います。

しかし、私が建設業を営む知人に尋ねたところ、私見ながら、建物の大きさや経年劣化を考えると、ざっと考えても3億円以上、最近のコストの上昇を考えると、それをはるか

に上回る金額ではないかということでした。建物を確認した上での計算ではないので、一概には言えませんが、かなりの金額が必要なのは素人目にも明らかです。この点について、事業者は十分な準備をされての上での応札であり、町も基準を満たしているとして優先交渉権を付与されたのだと思います。しかし、提案された施設改修計画及び維持管理計画は、本当に確実に履行できるものだったのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、閉校後、既に10年が経過している建物でありますので、既存の設備を修繕するとなると、多大な費用がかかることは容易に想像できます。

C I B I T O K Y O株式会社からは、まずは1階から事業規模に見合った設備を新たに導入し、コストを抑えながら事業展開を図っていきたいと聞いております。町といたしましても、事業規模に見合った設備を新たに導入するほうが、コスト面においても提案事業を着実に進められるものと理解をしております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

まずは、1階からの部分改修ということですね。ですが、現実問題として、営業を始めているカフェとか物販の店舗の上で、2、3階部分の改修工事をするということは実際可能なのでしょうか。上部での振動や音、ほこりなど、飲食店や物販店には大いに問題なると危惧するところではあります。

そして3点目、プロポーザルにおける事業者からの質問に提示されている貸付料、基準月額30万円の算定基準についての質問がありました。町側からは、不動産鑑定士が構造、面積、再調達原価、残耐用年数などの基礎数値を用いて算出した金額を基に算出していると回答されています。また、施設の改修の必要性などを鑑み、貸付料基準額よりも低い価格を提案していただくことは可能。ただ、その際には議会の議決が必要とも回答されています。現在、この金額についての交渉はあるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、公募型プロポーザルにおける募集要項には、不動産鑑定士が算出した金額である30万円を貸付料基準月額として設定をしておりました。これは、地方自治法第96条第1項第6号に規定される適切な対価という条件に基づくものであります。

一方、提案者であるCIBI TOKYO株式会社は、旧竹荘中学校の老朽化や継続的な事業運営等を鑑みて、貸付料基準月額よりも低い価格での提案があったところでございます。

現在、CIBI TOKYO株式会社を優先交渉権者として決定しているところではあります。最終的に賃貸借契約の締結に至るには、先ほど申し上げました地方自治法上の規定による議会の議決が必要でございますので、今後の地元説明会を経て、事業提案等について地元住民の御理解が得られた場合には、議案として上程し、御審議をいただく必要があるものと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

それでは、続いて4点目、これも質問の中にあつたんですけど、今回の公募で事業者の参加がなかった場合、賃貸料の値下げや、町がある程度の修繕を負担するなどの手助けをした貸付条件で再公募を行うことはあるかというのがありました。町は、再公募は考えていないと回答されております。

来春、小学校の統合によって、6つの小学校が空きになります。既に利活用のプランを立てて動き出している地域もありますが、町費を投入しての活用はありません。ここで施設改修工事に多額の町費を支出すれば、ほかにも同様の対応をすることの前例となります。

また、以前、県から譲渡された施設を、町が改修費用を負担して民間事業に賃貸した例がありますが、賃貸条件に関して、議会と町当局で長期間にわたってかなりの激論が交わされました。今後、このような案件を出さないように、慎重な対応が必要だと思います。

このことについて御意見をお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

学校の跡地活用における基本的な町の考え方といたしましては、施設の改修等に対して単独町費は投入しない方針でございます。

他方で、全国至るところで学校の跡地活用が求められている現状であることから、学校の跡地活用に関する国の交付金等の用途が増加傾向にあります。そのため、事業者からこうした交付金等の活用に関する相談等がありましたら、活用できる交付金が存在する以上、申請すること自体は否定しませんが、交付金の特性でもあります自治体等を通した申請による自治体負担分が発生するような交付金については、受益者である事業者の負担金等をもって充当することを条件とする考えでございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

それから、5点目の質問です。

提案に関する条件に、事業の継続性が高いこととあります。事業者からの活用策を見ると、カフェレストラン、雑貨、食器、文具の販売、マルシェ、各種体験ツアーなどの複合商業施設とあります。この内容ならば、交流人口が増え、雇用が増えることも考えられます。

しかし、私も実際、長年にわたって飲食店経営を経験してきましたが、継続して事業を行うには様々な経費と集客のための絶え間ない努力が必要です。カフェなどの飲食店の原価率は、平均して約30から40%、そして家賃、光熱費、備品購入、修繕費、人件費など、もろもろの運営経費が約30から40%、残りが利益です。現在は物価が上昇しているため、あるいはもう少し比率は高いかもしれません。原材料費と運営経費に加え、初期投資の回収のためにはそれ相応な売上げが必要です。継続性の観点から見ると、あくまで開業当時のにぎわいで済まされるものではなく、継続的にそれ相応の売上げを上げ続けるためには、この地域の状況から見ると、年間を通じて、町内だけでなく、かなり広範囲か

らの集客と、安定的なリピーターの獲得が必要です。もちろん、慎重に検討されて、計算された上での応札でしょうから、継続性に関して問題はないのでしょうか、地元地区の住民の皆さんが何より心配されているように、大きな期待を持って迎えたにもかかわらず、途中撤退されるような事態を招くことがないように、慎重な検討をお願いしたいと思います。この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

C I B I T O K Y O 株式会社の提案における主力事業といたしましては、カフェレストラン及び雑貨等の販売であると認識をしております。これは、以前から本町の課題の一つとして上げられている娯楽等の不足を克服してくれるコンテンツであると期待をしているところであります。先般の加賀中学校の生徒さんを対象とした次世代議会においても、学校の跡地活用としてにぎわい創出の提案がなされたところでもあります。町といたしましては、事業者が提案事業を安定的に継続して実施していただくことを期待をしているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

そうですね。それをもう期待申し上げるところであります。

本当に応札していただいたこと自体は、とってもありがたいことだと思っております。地域によい効果が生まれれば、なおさらのことです。多額の資金を要する大きな事業ですから、事業者の方もいろいろと模索されていると思います。しかし、だからこそあえて厳しいことを言わせていただくと、入札の諸要件を検討し、納得されての上での応札だったと思いますので、最初に規則にのっとって決められたハードルの高さを、選手の求めに応じて跳び越えやすい低さに下げるようなレースはあり得ません。町当局が、事業者側の都合で、求めに応じて次々と要件を緩和するのであれば、もし当初に入札要件を見て諦めた業者さんがいるとなったら、大いに公平性を欠いていると言えませんか。当初のプロポーザルの要件の遵守、この点は、議会に上程された場合には大いに議論の対象になると思

ます。

数日後に、地元地域の方への事業者からの説明会があります。事業者には、段階的に改修や事業を進めていかれるということなので、そのロードマップも示していただきたいと思います。また、執行部におかれましては、地元説明会での御意見は大切にしていきたい、それはもちろんですが、地元住民が熱望されているように、事業者との協議においてもいたずらに時が過ぎることのないように、早期の判断をお願いいたしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時5分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

1番、日名由香と申します。議長に許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問形式は一括質問、大きく分けて2つとなります。

1点目、町政について。

11月16日、ロマン高原かよう総合会館で開催された町合併20周年記念式典では、町長よりこれまでの歩みを振り返り、これからのまちづくりに向けた力強いメッセージがありました。町長の未来への熱い思いを聞いて、私自身も一緒に頑張っていきたいと感じました。今後、さらに住みよいまちづくりをともに進めるために、町長に伺います。

1つ目、今後の町の発展に向けたビジョンについて。

20年を迎えた現在、吉備中央町は一層の発展を目指して、デジタル田園健康特区事業や首都岡山の提案など、様々な挑戦をしていますが、町長が考える今後5年、10年の町

のビジョンについてどのように考えているのか。また、このビジョンに基づいた具体的な施策や計画についてもお尋ねします。

2つ目、子どもたちの未来への投資について。

先日の式典では、町長は若い世代に住んでよかったと思われる町をつくと強調されました。子育て支援、教育環境の充実、地域での体験学習など、子どもたちが帰りたい、住み続けたいと思えるまちづくりをどのように進めていくのか、併せてお示してください。

2点目、教育の充実について。

令和7年度より吉備中央町が行うアフタースクール事業。本事業は、子どもたちが体験活動を通じて可能性を広げ、成長を実感できる機会になることが期待されています。事業を成功させるためには、保護者の方々に趣旨や内容をしっかり理解していただき、家庭からも参加を促す声かけをしていただくことが必要と考えています。

1つ目、スケジュールの詳細と進捗状況について。

現在の具体的なスケジュールや進捗状況、今後の計画についてお尋ねいたします。

2つ目、体験活動の振り返りと改善への活用について。

子どもたちが体験した内容が、やって終わりにならないように、体験後に振り返りを行い、今後、子どもたちが成長を実感できる場や機会を設ける予定があるのでしょうか。その振り返りの内容を基に、本事業を効果的に改善するための方針についてもお尋ねいたします。

3つ目、今後の展望と持続可能性の確保について。

アフタースクール事業を長期的に継続するために、どのような取組や支援が必要と考えていらっしゃるのでしょうか。また、事業に関わる人材の確保についての課題や取組について、どうお考えなのかお示してください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、1番、日名議員の町政について、そのまた2項目ございまして、今後の町の発展に向けたビジョン、それから子どもたちの未来への投資の御質問でございます。

初めに、今後5年、10年の町のビジョン、具体的な施策につきましての御質問に答えさせていただきます。

議員がおっしゃられたとおり、吉備中央町は一層の発展を目指しまして、デジタル田園健康特区事業や首都岡山の提案など、様々な挑戦をしております。合併20周年記念式典におきましては、町と町民が互いにこれまでの挑戦をたたえ、未来への挑戦を誓い合うことでさらなる発展を目指すと。そして、チャレンジ&パワーを基本コンセプトに定めることを申し上げたところでございます。

今後の町のビジョンでございますが、国家戦略特区について少し申し上げますと、世界で一番ビジネスをしやすい環境をつくることを目的に創設された経済特区でございます。規制を緩和することで、そこにビジネス、イノベーションが生まれます。この国家戦略特区の強みを生かし、全国から多種多様な人材が集い、産官学連携の中で、吉備中央町から新たなイノベーションやベンチャー企業などが生まれてくる、そのような活力ある町を目指したいと思っております。イノベーションによる地方創生により、吉備中央町の医療をはじめとする地域課題を解決するとともに関係人口を創出し、人口減少や少子化に歯止めをかけていきたいと思っております。これは、全国の中山間地域のモデルとなる事業だと私自身は自負をしております。このデジタル田園健康特区事業の推進を機に、地域発展と、やはり誰一人取り残されないエンゲージメント・コミュニティの創生、それによる住民のウェルビーイング向上をしっかりと目指していく、このことが大事だろうと思っております。

また、町の拠点と位置づけている吉備高原都市の発展、活性化も今後のまちづくりにはやはり欠かせないものと思っております。現在、吉備高原都市は地震の少ない地形的条件を生かし、分譲地は来年度にはほぼ完売する状況でございます。これは、吉備高原都市の発展に向けた、私は大きなチャンスであると捉えています。岡山県に対し、吉備高原都市の後期計画をしっかりと前に進めるように、今後とも力強く要望をしていこうと思っております。

また、吉備新線の4車線化につきましても、ぜひ進めていきたいと思っております。やはりこの4車線化は、将来に向けて、片側1車線等々、自動運転による公共交通システムのしっかりした実証の場になり得る路線だとも思っております。ぜひ早期な4車線化をしていきたいと思っております。

それから、吉備中央町の5年後、10年後に向けた多様なビジョンを描きながら、住民一人一人がいろんなことをする中で、わくわくという気持ちを持っていただき、しっかりと期待が持てる未来を町民の方とともに作り上げていきたいと、今、思っております。

次に、子どもたちの未来への投資についての御質問でございますが、議員がおっしゃら

れましたとおり、式典では若い世代の子どもたちにも吉備中央町に住んでよかった、育ってよかったと思えるようなまちづくりを、彼らが担い手としてこの町を支えていく、そんな未来を、今までのこの20年をつなげていきたいと思っています。

吉備中央町では、この20年、Iターン、Uターンなどの定住促進や子育て支援施策を力強く推進をしてきました。この施策はもとより、より一層充実を図っていききたいとこれからも思っております。

今年度から計画期間がスタートいたしました、吉備中央町デジタル田園都市構想の総合戦略には、子育て支援の一層の充実を掲げております。また、子どもの医療費の無料化、そして子育て世帯の支援金等々もこの施策の中にしっかりと盛り込んでおります。

また、質の高い教育の推進といたしまして、ICT教育の推進や放課後学習の充実など、小学校の統合を機といたしまして、子どもたちにとってさらに魅力的で効果的な教育環境を提供することを今、目指しております。これまで以上に質の高い教育と充実したアフタースクールを提供をいたしまして、地域の子どもたちの未来をより豊かにすることをしっかりと考えて進めなければいけないと思っております。

また、もう一つは、文化の継承、これも大変重要であると私は考えております。本町には、加茂大祭や当番祭など、しっかり後世に引き継いでいかなければならない伝統文化が多くございます。地域の伝統文化に対しまして、若い世代に誇りと継承の意識をしっかりと育み、次世代へと引き継ぐことも、やはり今生きる者にとって大事だろうと思っております。

昨年の人口動態でございますが、県内の転入超過となった1市5町の自治体の中に吉備中央町が含まれております。社会増に転じているということでございます。これは、今までの定住施策の各種取組が実を結んだものと思います。地域社会が抱える課題に対して丁寧に向き合って、持続可能な発展を実現するためのビジョンをしっかりとこれからも描くことが大事だと思います。様々な課題が存在する中、地域の特性を生かした戦略的な取組、評価が高い施策はしっかりと引き継ぎつつ、若い世代の子どもたちが、繰り返しになりますが、吉備中央町に住んでよかった、育ってよかったと思えるまちづくりを目指していきたいとは改めて思うところでございます。これにつきましては、議会の方々とも同じ目線で、同じ方向性を向いて、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

教育の充実につきましては、この後、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（西山宗弘君）

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

アフタースクール実施については、小学校統合に当たり、保護者代表、地域団体代表の方などから構成された、魅力ある学校・園を考える会において、子どもたちがいろいろな体験活動をする中で、社会性、自信を持つことや、人としての力を育む場となることを目的として実施するよう示されたものでございます。このため、学校の授業終了後に、様々な体験活動を行う中で、学びの場、得意分野を発見できる気づきの場となるように、教育委員会が事業主体として、小学校統合後の令和7年度から新たに行うものでございます。

体験活動では、スポーツ、物づくり、プログラミング、芸術活動や英会話などを行うこととしており、これまで小学校・園統合準備委員会の専門部会の皆様に御検討いただきながら進め、準備委員会広報紙や町広報紙でも御報告をさせていただいてきました。

現在、令和7年6月下旬からの開催に向け、年間の開催計画、講師となる地元の方々、また特別講師として招く企業や団体の方々の候補を選定し、依頼を行うなどの準備に入っているところでございます。

今後の計画としては、再度、概要を分かりやすくまとめたものを広報紙に掲載し、今年度中には保護者の方への説明会を設けることとしております。

次に、子どもたちが成長を実感できる機会や、事業を効果的に改善するための方針ですが、アフタースクールは子どもたちが様々な体験を通して、まずは得意分野を発見できるなどの気づきの場となることを第一にして実施していく計画としております。加えて、活動時間が限られているため、振り返りの時間を十分確保することは難しい面もございますが、御提案のように、その日の活動の感想を発表し合ったり、学期ごとに振り返りの時間を確保したりする時間を設けられないか、検討を進めていこうと考えております。

このアフタースクール実施については、町として初めての取組でもあり、事業を進めながら課題を一步一步改善していくことになるかと私たちも認識しております。事前に視察した、令和元年からアフタースクールを行なっている南あわじ市などに助言を求めたり、他の自治体などでも実績がある経験豊富なアドバイザーを伴走支援として活用して取り組んでいく中で、効果検証や留意点のアドバイスを求めたりすることが必要であると考えています。この取組を継続的に行うためには、児童に魅力あるプログラムをいかに続けて提供できるかが一番であると考え、地域の方々や各専門分野の方々に御協力をいただき

ながら、講師となる方の候補を常に探していくことで、児童たちが積極的に挑戦し、明るく元気に活動に取り組めることができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

町長、教育事務局長から思いを伺い感謝いたします。

子どもたちにとって、こういう体験活動ですとか、気づきの場が与えられることが、何よりもうれしく思っています。今後、子どもたちが未来に向けて羽ばたくためには、やはり地域社会がどれだけ彼らの成長を支えられるかが鍵を握っていると考えています。

町長が語られた、若い世代に住んでよかったと思われるまちづくりの熱い思いと、教育長の示されたアフタースクール事業の計画には、未来の投資の部分がとても深く考えられていると感じています。

アフタースクール事業の中で、特に注目したいなと思ったのが、トップアスリートプログラム、体験活動プログラム、これらの2つのプログラムを通じて、子どもたちの可能性を多面的に広げ、成長を促進することが期待できると考えています。

そこで、1つ提案をさせていただきたいと思います。

昨年3月頃、大谷選手から「野球やろうぜ」というメッセージとともに、各小学校に3つのグローブが寄贈されたことを覚えていらっしゃるでしょうか。このグローブには、大谷選手の強い思いや願いが込められています。ここで、その寄贈に伴う手紙の一部を抜粋して御紹介させていただきたいと思います。

ロサンゼルス・ドジャーズのメジャーリーガー大谷翔平です。この手紙は、このたび私が、学校に通う子どもたちが野球に興味を持ってもらうために立ち上げたプログラムを紹介するためのものです。この3つの野球グローブは、学校への寄附となります。このグローブが、次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルになってほしいと思っています。それは、野球というスポーツが私に充実した人生を与えてくれたからです。

この言葉からも、大谷選手が未来を担う子どもたちに込めた願いが伝わってくるかと思っています。物は単なる道具ではなくて、思いや願いが込められることで、その価値を何倍にも高めることができます。背景にあるストーリーや人とのつながり、そしてその活用方法によって、物は特別なものへと変化します。

大谷選手の寄贈したグローブを活用し、2つのプログラムを提案します。

夢や目標を考える機会の提供、こちらは内発的動機につながるもの。地域みんなで野球を楽しむ機会の提供、こちらは外発的動機につながるもの。この2つを提案したいと思います。

大谷選手のグローブは、ただのスポーツ用品ではありません。それは、夢と希望を象徴する特別な存在です。今回、統廃合することによって、この3つだったグローブが9つ集まりますよね。このグローブを地域全体で活用することで、子どもたちの成長を支え、地域の未来を明るくする第一歩になるのではないかなと考えています。アフタースクール事業と地域が一体となって取り組み、このグローブを次世代への価値のある贈物として生かすことを提案したいと思います。この提案についていかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えしたいと思います。

御提案ありがとうございます。非常に夢のある提案をいただきましてありがとうございます。やはり本当にそういったものが次々と発展して行って、子どもたちがそこから次の動きにつなげていくということは大切なことだろうというふうに思っております。これは、同じく地域の伝統文化、あるいは地域でいろんな形で昔から伝えられてきているもの、これを子どもたちに伝えていくということもとても大切なことだというふうに思います。

こういうことを言われている人がいます。「郷土から人生の宝をもらった子は、きっと郷土を愛してくれる」ということを言われています。大谷選手から頂いたグローブもそうでしょうけれども、地域の方々にいろいろ指導をしていただくことによって、それがきっと心の奥底に残る宝になる子どもたちがたくさん出てくるんだろうというふうに思っております。

そのような形で、将来、高校は、今日の御質問の中にもございましたけれども、私立の高校ございますけれども、公立高校はございません。多くの子どもたちが外へ出ていきますけれども、しかし心の中にそのようなものがあれば、きっと地元に戻ってきてくれる子どもたちも出てくるものというふうに信じております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

教育長からもありがたいお言葉をいただきました。やはり子どもたちと地域の方々との関わりというのは、とても大切なことだと思います。ふるさととは人っていうふうに言われているように、自然とか環境だけでなく人とのつながりで、この人に会いたいから帰ってくるというふうになると言われています。

このような関わりが、アフタースクール事業やほかのイベントなどでも、子どもたちとともにできると、より愛着のあるまちづくりにつながっていくんだろうなと思います。

最後に、私からアフタースクール事業の成功を心より願って、一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西山宗弘君）

これで日名由香君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

我妻瑛子です。初めての一般質問をさせていただきます。至らない点、多々あるかと思いますが、御理解いただきますようどうぞよろしく願いいたします。

まず、自己紹介をさせていただきます。

私は、横浜で生まれ育ちました。ブライダル会社では、花の装飾の仕事をしてきました。退職後の時間を使ってニュージーランドを旅する中で、この後の人生をどう生きていこうかと考えました。仕事をどうするかではなく、どんな場所でどのような暮らしをしていくかということを軸に考えたとき、子どもの頃からの理想であった都市部を離れた自然豊かな場所で、水や食料、エネルギーの産地と近いところでの暮らしをしようと移住することに決めました。帰国後に、今度は国内を旅しながら移住先を探しました。その中で出会ったのが、この吉備中央町です。8年前には知り合いが一人もいなかったこの町で、期待を寄せていただいて、今こうして議会へ送り出していること、今でも信じられないという思いとともに感謝の気持ちでいっぱいです。私は、この町に住みたいと思ってやって来ました。そして、地域の皆さんに温かく受け入れていただいて、これまでたくさん助けていただきました。未熟ではございますが、この町のよいところを大事にしながら

ら、また住民の皆さんが安心して住み続けていけるようにするよう力を尽くしていきたいと思っています。

それでは、一般質問に入ります。

質問形式は、一問一答です。

P F A Sの問題について。

円城地域の水道水が数年にわたり、高濃度のP F A Sで汚染されていたと分かったのは、1年前の10月です。今回、汚染で濃度が高かったP F O Aは、昨年、W H Oの機関、I A R Cが発がん性についての評価を最も高いレベルに位置づけた物質です。日本でのリスク評価は遅れているものの、脂質代謝異常、ワクチン接種後の抗体反応低下、肝障害、腎臓がん、低出生体重などを引き起こすとされ、アメリカでは、P F O Aを含むP F A Sは、1リットル当たり4ナノグラム以下、また可能な限りゼロとするよう定められました。これを、1リットル当たり1,400ナノというものを摂取してきたという状況です。P F O Aの厄介なところは、体外への排出にとっても時間がかかるということです。水道水の取水源を切り替え、新たな高濃度摂取は止めたものの、今後も体内にとどまるP F O Aの影響が心配されるということです。まずは、被害住民が自身の血中濃度を把握し、その数値の変化を追いながら、関連疾患を中心に健康観察を行なっていくことが重要だと考えます。

血液検査についてお伺いします。

11月下旬から12月の頭にかけて、約700人の血液検査が実施されました。主に町内の住民が受けられたと思いますが、現在、県外に住む方に対しての血液検査は、いつまでどのような方法で行われますでしょうか。

併せて2点目も伺います。

今回の日程では受けていないが、検査を希望する方がいた場合、対応する予定はありますか。その時期や方法など、可能な範囲で教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、3番、我妻議員の御質問にお答えをいたします。

今回、11月25日から12月1日に実施いたしました血液検査を受けることができな

かった方に対しましては、新しく日程を設けて実施する予定としております。遠方から吉備中央町までお越しいただくことが難しいことも十分承知しておりますが、吉備中央町が設ける会場以外での血液検査の実施は、採血した検体の移送や分析などの課題があり、苦慮しているところでございます。引き続き、県外にお住まいの方が血液検査を受けることができる方法を検討してまいります。

次に、2点目の御質問でありますけれども、先ほども申しましたが、今回の血液検査を受けることができなかつた方に対しましては、令和7年1月中に実施できるよう、現在、関係機関と協議を行なっているところでございます。また、血液検査を希望されている方は、円城浄水場区域にお住まいの方が中心であることから、引き続き総合福祉センターでの実施を検討しておりますが、これから寒さが厳しくなっていく、路面の凍結などのおそれなどありますので、町内外から来られる方が安全に血液検査を受けることができるよう、会場や方法を現在検討しているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

県外にいる方が、どこでどのように検査を受けられるようにするかっていうのは悩ましいところだとは思いますが、発覚から既に1年以上経過しています。希望する人が速やかに受けられるよう、どうぞよろしくをお願いします。

また、今、メディアでもPFASの問題、かなり取り上げられるようになっていきます。やっぱり不安になったとなつたとき、一般の医療機関では検査ができないので、ぜひ対応よろしくをお願いします。

3点目です。

1月に明らかになる結果を基に、岡山大学、川崎福祉医科大学に委託した分析が始まると思います。8月議会で、山崎議員への答弁では、協議中ということでしたが、そのスケジュールについて現在どのようになっていますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

御質問にお答えいたします。

皆様の健康状態や健康指標を把握するために、アンケート形式の健康調査票を8月下旬に個別に送付させていただきましたところ、円城浄水場での飲水者の方からの回答が約1,000通、またそれ以外の非飲水者の方からの御回答が約1,900通いただいております。現在、個人のお名前や回答内容が特定されないように、町で町職員が調査票の入力作業を行なっているところでございます。できる限り早く、岡山大学などに健康調査票及び今回の血液検査の結果についての分析がお願いできるよう、現在、引き続き取り組んでいるところでございます。詳しい日程等につきましては、現在ははっきりと申し上げることはできません。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

次に、健康フォローアップについてお伺いします。

被害住民の命と健康を守ることが何よりも重要です。先に上げたようなPFAS関連疾患と指摘されているものを、住民に周知する取組は考えていませんか。

3月に発表された、健康影響対策に関する町の基本的な方針についてはこうあります。健診の受診に関して、その必要性や重要性について住民に広く周知する。ただ受診してくださいではなく、なぜ必要なのか、PFAS関連疾患が何なのかの知識を得られることで、受診につながるのではないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

今回実施をいたしました血液検査の結果についてのお知らせを、令和7年1月中に個別に送付させていただく予定でございます。そのお知らせの中に、検査結果以外でどのような内容を盛り込んでいくのか、現在、関係機関の皆様からの御意見もいただきながら検討を行なっているところでございます。

御提案いただいたPFASとの関連が指摘される疾患に関する内容につきましても、皆様にお知らせする大切な情報の一つだと考えておりますので、健康診断の重要性と併せまして、どのような形でお知らせをするのか、検討していきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

今回の汚染で、どれだけリスクが上昇しているかは分かりません。皆が必ず関連疾患にかかるわけではないんです。ただ、こんな病気になりやすくなっている可能性があるから、しっかり健診を受けましょうと呼びかけることは大事だと思います。むやみに不安でいるのではなくて、今分かっている情報を基に、正しく怖がるのが大事だと考えます。よろしくをお願いします。

次に行きます。

P F A Sの血中濃度検査は、今のところ5年後を予定されているということでした。その間も健診で観察していくということが必要です。町では、健診の受診率向上の取組を行おうとしていますが、特定健診項目に含まれないもの、例えば甲状腺ホルモンや腎エコー検査については、オプションで受診するよう後押しが必要ではないでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

町が実施いたします特定健康診査や後期高齢者健康診査は、医師会単位で実施を依頼しておりますことから、町外の医療機関をはじめとした多くの関係機関との調整が必要となります。そこで、現時点では、健診の一つとして実施するのではなく、まずは健康調査票において健康状態や健康指標を調査、把握し、がん登録などの既存資料で問題を早めに感知できる仕組みを検討することがよいのではないかと考えております。しかし、これから血液検査や健康調査票の分析結果が出てまいりますので、その際に、町といたしましても改めてどのように対応をするのか、皆様をお願いをしていくのかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

例えばですけれども、腎臓がんについては、10万人に1人もしくは10人と言われる希少ながんですけれども、初期症状がないのが特徴なんです。血尿が出てからでは手後れではないのでしょうか。まれながんだとしても、どれだけリスクを上げているのか分から

ないという状況です。血中濃度が高い方は不安に思うでしょう。エコー検査は選択肢として上げておく必要があると思うのですが、前向きに考えておられますでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

エコー検査につきましては、どのように皆様にお知らせするのか、全員の方に実施をお願いするのか、また御希望の方にしていくのかということも含めまして、これから研究をしていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

国が汚染地での血中濃度検査に消極的な中、一自治体で実施を判断したということは、全国的にも英断だと評価をされていると感じています。やると決めた以上、その後の健康フォローもしっかり考えてやっていただきますよう要望いたします。

次の質問に行きます。

5月に、特定健診の無料クーポンが、一部の住民に配られました。無料クーポンがうちには来た、うちには届いていない、こんな事態になりました。一部というのは、国保や後期高齢者医療制度加入者に限られているためだからです。健診の受診率向上のための取組ですが、対して協会けんぽなどの社会保険加入者に対しては何の取組もありませんでした。被害住民への健康影響対策ですが、どの保険に加入しているかで差があってはならないのではないのでしょうか。手の届く範囲だけではなく、社会保険の種類にかかわらず、健診の受診につながるような取組をしていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

今年度の取組といたしましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方についての健診の無償化を行なっていたとこ

ろでございます。社会保険につきましては、事業主の責任として健康診断を受けるということが義務づけられておりますので、そちらのほうで受けていただけるということで、特別な受診勧奨は行なっておりませんが、今回の行なった町の取組につきましては、取組の内容につきましてしっかりと検証を行なった上で、社会保険の方も含めまして、より一層健診受診につなげていくことができる方法を検討し、受診勧奨に努めてまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

先ほど申し上げたような、関連疾患に関する情報を基に受診を呼びかけるなども併せて、何らかの取組はしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問です。

6月定例会で、黒田議員の質問に対して、医療機関の相談体制の準備をされていると答弁されていました。

また、血液検査後1か月程度で結果が届く予定とのことでしたので、年明け早々、個々の住民に結果が通知されることになると思います。

対応できる医療機関はどのように選定されていますか。また、その医療機関では、どのようなフォローがされ、そのために町として行なっていることを教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

医療機関におけるフォロー体制や相談体制につきましては、どのように整備をするのか、現在、関係機関と協議を行なっているところでございます。まずは、町の健康相談窓口で御相談をいただきたいと考えておりますが、相談内容によって、どこにつなげていくのか、また相談いただいた先での対応方法につきましては、十分に検討を今重ねているところでございます。かかりつけ医へ直接相談される方もいらっしゃると思いますので、医師会へ対応についてをお願いをさせていただいているところでもございます。詳細につきましては、引き続き関係機関と協議をしながら進めてまいります。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

医師会へのお願いをされているということでした。ちょっと具体的に内容を教えていただければ、教えていただきたいと思います。

医療機関でされるフォローについて、期待するのは、PFAS関連疾患についての知識を医師が持っていて、それらに早期に対応するという意識を持ってくださっているか、ここが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

医師会に対しましては、現在、吉備中央町が血中濃度検査を行っており、その結果を御不安に思われた方が相談に行かれることがあるというふうをお願いをさせていただいております。そこで、医師会のほうでは、PFASについての知識が先生方は専門的ではないというところで、どのように先生方がその知識を持って対応していただけるかというところで、研修会や今後町から示すいろいろな内容について、それを持って対応していただけるように今お願いをしているところでございます。町から示すものといましては、現在、協議をしておりますので、現在、どういったことを示すというところはここでは申し上げることができません。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

次の質問に行きます。

現在、血液検査の実施スパンは5年が予定されています。ある医師の先生が、血液検査の結果は、恐らく高濃度が出る。住民の不安を考えると5年は長過ぎるのではないかとお話ししていました。住民の中にも、もっと短いサイクルで行なってほしいという話をされる方もいます。血液検査の実施スパンを短くする検討はされていますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

P F A Sの血液検査につきましては、半減期が2から8年と見積もられていることもあり、現時点では5年後の実施を検討しているところでございます。その一方で、次回が5年後ではなく、もう少し短い期間での実施を希望する御意見があることも承知しております。血液検査の実施間隔につきましては、半減期の期間を考慮しながら、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

血液検査の結果が出てからでもよいので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

個々の住民と直接対話ができる場をつくってほしいと思っています。

汚染の発覚後の2023年10月から2024年2月にかけて、専門家からの説明を受ける場を含めて5回、住民説明会が行われました。ですが、血液検査の実施が発表された3月以降、そういった場はありません。検査は受けたいけれど、調査票を全部埋められない、血液検査はかかりつけの病院で定期的に受けているといった声を何度も聞きました。紙面での説明では伝わりにくいということを実感しました。

調査票の回収率が低い中、保健課では未提出の住民に対して個々訪問をし、調査票の回収や血液検査につなげる取組をされました。丁寧な対応には感謝いたします。個々訪問という骨の折れる取組には敬意を表しますが、まず地域ごとなどで個々の住民と直接向き合える場を持たれることはやはり重要なのではないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

現在、健康に関することや健康影響調査に関する事などで御心配、御不安、御不明な点につきましては、町保健課などが直接対面でお話を伺い、対応させていただく場として、保健課での健康相談窓口に加えて、毎週火曜日午前9時から正午までの間、総合福祉センターにおいて健康相談窓口を設けております。町職員対応でできない場合は、関係機関に相談の上、対応させていただくこととしておりますので、健康に関する御相談などございましたら、出張窓口を御利用していただければと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

今後、結果が出てきます。なかなか自分から窓口に電話をかけるといったところがハードルが高いように感じます。ぜひ正確な情報から取り残される方をつくらないようにするためにも、住民説明会で対話する機会をつくっていただきたいと思っています。分からないことは分からないと言ってもらえればいいんです。ぜひ検討をよろしくお願いします。

次の項目の汚染の責任について伺います。

現在も土壌に染み込んだPFASは、地下水、河川を通じて高濃度で流出し続けています。財産区は、原因者である満栄工業に対して原状復帰として除染を求めています。速やかな対策で流出を止めなければなりません。

また、町は、満栄工業への賠償請求を行なっているということです。8月の山崎議員、一般質問に対する町長答弁では、吉備中央町の損害額を考えて、その相手は第1原因者、その元をたざしたら企業がある。それは、国、県レベルであり、そこである種の訴訟団体をつくってということになると思うとおっしゃっていました。

今回検出されているPFOAの有害性は、2000年代には製造、使用企業には認識されていました。それらが付着した活性炭を黙って満栄工業に流していたとしたら、排出元の企業にも汚染の責任があるはずで、除染や賠償について、排出元の企業までを視野に入れた取組を検討されているという認識でよいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

我妻議員の御質問にお答えをいたします。

排出元企業の特定などについての御質問でございますが、現在のところ、あくまで活性炭を置いたとされる企業に対して交渉を行なっていく予定でございます。使用済み活性炭の取扱いなどに関しましては、地方自治体が独自に対処することは非常に難しいと思っております。国が早急に明確な基準を設けることが必要不可欠であり、さらに国が指導して対応を進めるべきではないかと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

次の質問に移ります。

水源を1つ失ったということについて、どのようにお考えでしょうか。

これまで河平ダムから受水してきた円城地域は、広域水道企業団を通じた高梁川からの受水に切り替わります。町独自の水源としては、竹谷ダム、御北の2か所のみになり、町内の多くが広域水道企業団からの水を利用することになります。

岡山河川事務所によると、高梁川水系は近年、毎年のように渇水傾向があるとしています。今年の夏の渇水も、記憶に新しいことと思います。水量に心もとないという心配と、もう一つ、広域化は災害に弱いという点で大きな懸念があります。能登半島での長期の断水が深刻な問題となりました。

また、高梁川水系利用の6自治体が、総社浄水場からの水を受けています。総社浄水場に何かあった場合、広大なエリアで給水が止まるおそれがあります。広域水道企業団からの受水は、緊急的な対応としてやむを得ないと思いますが、広域水道企業へつないだからそれでよかったねということではなく、安全な水の供給システムについて今後検討が必要だと思います。

賠償として付け替え工事の費用負担を求めていると思いますが、独自水源を失ったことの町の損失についてお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

3番、我妻議員の質問にお答えいたします。

今回、円城浄水場の水源を、有機フッ素化合物の問題により、河平ダムから岡山県広域水道企業団、高梁川、総社浄水場からの取水と、暫定的な仕様で日山ダムからの取水に切り替えたことに伴い、独自水源を損失したことについてどのように考えているか、また解決したと考えているかということですが、町といたしましては、将来、半永久的な使用を見込んでおりました独自水源である河平ダムが使用できなくなったことについては、多額なダムの建設費用等を踏まえましても、非常に残念な思いを持っております。

また、広域水道企業団への付け替えで解決したと考えているかということですが

が、安全・安心な水源の確保の観点からは解決したものと考えておりますが、現在、令和7年度末の完成を目指して行なっております円城浄水場送水施設整備工事が全て完成し、広域水道企業団の水源に100%切り替わることで完全な解決になると考えております。

そして、先ほど議員が言われましたことですが、新たな独自水源につきましては、町だけの対応が難しく、県などとの協議等も必要でございますので、対応はすぐにはお答えができませんが、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

県は、河平ダムの汚染について、治水機能は果たしているから損害は受けていないという認識です。河平ダムを駄目にされたという認識がありません。何百、何千億円とかけて造ったダムから、水道水としての受水ができなくなったということ、貴重な水源を失ったことについて、利水をしていた町には責任を問うていかなければならない立場にあると感じています。

また、最初に申し上げたように、広域水道には弱点があります。安全で持続可能な水道事業について検討をよろしくお願いします。

次の質問に行きます。

今回の汚染、国にも責任があると考えています。使用、製造が禁止されているPFOAについて、廃棄までの法整備が不十分だったという落ち度があります。使用、製造を禁止しておきながら、最終処分までの法規制を行なつてこなかった国の不作為が、この汚染を引き起こした原因でもあります。水源の切替えや給水活動、健康影響調査、除染などの費用負担について、国にも責任ある対応を求めるべきだと思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、お答えをいたします。

一連の対策費用について、国に対策を求めるべきではないかという御質問でございますが、昨年度においては、水源切替え工事等の補助や起債の借入枠の確保、また特別交付税

などの増額などの対応をいただいているところでございます。もちろん一部にすぎず、十分というわけではございません。これ以上に費用負担をいただきたいという思いはございますが、非常に難しいと考えております。

現在、環境省において、土壌等が汚染されている箇所の対策技術開発事業について、令和6年度の実施に向けて協議が進められているようでございます。国の今後の新たな対応に期待をしております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

今回の汚染で、PFASに関して様々な問題が見えてきたと思います。私たちは、研究や規制の遅れを目の当たりにしました。汚染地の自治体だけではどうにでもできないんだという声をしっかり上げていただきたいと思います。

環境省では、PFASの水質基準への格上げが検討されています。でも、それだけでは、今回の汚染は防げませんでした。土壌汚染対策法への指定なども含めて法規制を進めるよう、ぜひ国に働きかけていただきたいと思います。被害住民や汚染の実態と直接向き合っている町から声を上げないと進まないと思います。どうぞよろしくお願いします。

また、費用負担についてですが、非常に難しいということでしたけれども、諦めずに頑張してほしいと思います。

○議長（西山宗弘君）

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

猫の問題について伺います。

犬や猫は、長い間、人とともに暮らしてきた、家畜とも、野生動物とも異なる特殊な動

物です。2019年の法改正により、保健所や愛護センターの猫の引取り要件が厳しくなりました。殺処分防止につながるこうした流れは大歓迎ですが、地域では猫に関する問題が起こっています。増え過ぎてしまった猫が畑を荒らす、すみ着いた野良猫が子猫を産んでいる、おりに入れられた猫が雨ざらしにされている、どれもこれまで私が町内で聞いてきた話です。町に寄せられる猫についての主な相談内容は、どんなことがありますか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、3番、我妻議員の御質問にお答えいたします。

町に寄せられる相談の主な内容は何かという御質問でございますが、ほぼ近所の方の多頭飼いなどによる苦情でございます。自分の敷地に入ってふんをするので、飼い主の指導をしてほしいというものでございます。指導はできませんが、現地の確認のため、飼い主のお宅を訪問し、飼い方についてのお願い、苦情が寄せられていることをお伝えするようにはしております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

次の質問です。

猫のことで困っているという相談を伺った際には、こんな声も何度か聞きました。役場に相談しても何もしてくれない。以前でしたら県の動物愛護センターが引き取っていたような事例でも、受け入れなくなりました。殺処分につながらなくなったということではあります、これに代わる対応が必要だということです。さきに上げた苦情や相談があった際、町行政として具体的な手だてを示せていないのが現状です。餌やりをやめたらどこかへ行く、そんなことでは解決しません。猫は、野生動物ではありません。野山で自活できないから人の暮らしのそばにいたのであり、ごみあさりや屋内への侵入、肥料袋を破るなどして、どうにか生きようとします。トラブルを増やしかねません。飼い主のいない猫を根本的に減らしていくということが必要です。

問題の一つに、飼い主のいない猫の避妊去勢手術の費用をどうするのかということがあります。今ある命は全うさせると同時に、これ以上増やさないようにするために、餌やり

のルールなどを守りながら、地域で猫を管理する地域猫活動が推進されています。

県愛護センターでは、センターが示す条件の下で、この地域猫活動に対する支援事業として避妊去勢手術を行なっています。2018年、32頭だった手術件数は、2022年には615頭となりました。センターには3名の獣医師がいますが、新規受入れが困難で、手術までに時間がかかる状況となっています。先ほどの平澤議員への答弁でも、数百頭の順番待ちとのことでした。さらに、一軒一軒の距離が離れている、また過疎が進むこの吉備中央町内の地域では、愛護センターが示す地域猫活動の条件に当てはまらず、この支援事業に申請することすらできない事例もあります。

そんな中、県内でも市町村独自の避妊去勢手術の取組が始まっています。独自に保健所持つ岡山市、倉敷市を除いても、瀬戸内市、備前市、総社市、和気町、そしてお隣の高梁市でも来年度に向けて検討がされています。

猫が好きな人、嫌いな人にかかわらず、飼い主のいない猫を減らすということについては、みんな共通の思いではないでしょうか。町独自の飼い主のいない猫への避妊去勢手術費用補助事業が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、御質問にお答えいたします。

町独自で飼い主のいない猫への避妊去勢手術費用補助事業を実施ではどうかという御質問でございますが、現在、町独自の補助金等の制度はございません。今後検討していきたいと考えてはおりますが、まずは、以前御紹介いたしました飼い主のいない猫については、岡山県動物愛護センターの実施しております地域猫活動支援事業、また飼い猫については、岡山県動物愛護財団の実施する犬・猫不妊去勢手術費助成金を御活用いただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

県実施の地域猫活動支援事業、パンクしているという状況ですので、今、市町村独自の取組が求められていると思います。手探りで始めている自治体が周りでも出ています。そ

それぞれのいろいろなやり方でしていますので、吉備中央町でも地域実態に合った方法で、そろそろ一歩踏み出していただきたいと思っています。御検討よろしく申し上げます。

次の項目、質問に行きます。

手術費用助成と同時に、飼育、餌やり管理や手術のための捕獲など、周知や助言の役割が担える人が必要だと思えます。町内であった多頭飼育崩壊と言える現場では、野良猫への餌やりから、飼う、飼わないが曖昧なまま二十数頭に増え、餌代が家計を圧迫する生活困窮世帯や、屋内に入り込んだ猫のふん尿処理ができず、不衛生な状況になっているなど、福祉的援助が必要なことも見受けられます。福祉事業を担う社協や介護事業所などで対応することは、本来の業務とされておらず、困難であり、専門的な知識を持ち、援助できる人材が不可欠です。

動物愛護法では、市町村は動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとするがあります。また、第38条では、都道府県知事などが動物愛護推進員を委嘱するよう努めるとし、動物愛護推進員の活動として、一、犬、猫の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること、二、住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること、などが上げられています。動物愛護管理担当職員、動物愛護推進員には、相談があった際、現場で具体的なサポートをしていただけるようにしてはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

御質問にお答えいたします。

対応できる担当者の配置をとの御意見でございますが、残念ながら犬のような業務は、猫に関しては実際の業務としてうたわれておりません。したがって、飼育方法や捕獲など、具体的なサポートができる職員を配置することは大変困難な状況にあります。御理解のほどをいただきたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

犬に対して、猫については、その業務の実際の内容をうたわれていないということでしたけれども、こういった役割を担う人が必要だという認識はありますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

認識はございますが、今後そのことに関しては検討していきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この猫の問題ですが、猫のためというよりは、地域社会の困り事を放置せず、根本的に解決するという観点でぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで我妻瑛子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

11番、黒田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

早速質問のほうへ入ってまいりたいと思っておりますけれども、今回も一番当初には、円城浄水場問題のほうをお尋ねをしたいと思っております。

今回の一般質問におきましても、各同僚議員のほうからもいろんな観点からこの浄水場問題について一般質問があるわけでありまして、一応、新しい、安全な水が流れ出したというのはもう現実であり、この間に非常に多くの皆さん方、行政はもとより、近隣自治体の大きな応援をいただいた中で今を迎えたということで、我々地域住民としては本当によかったなとは思っております。

ただ、このことの原因とか、いろんな健康調査であるとか、これからどんどん解明をしたりとか、継続的にやっていかなければいけないという事案、これも多々あるわけであ

りますので、そのあたりもちょっと取りまとめながら、今回、私のほうが、今の浄水場では、物があつた現場の対応をちょっとお尋ねしたいと思います。

今回、資材置場というところに土のうを積み上げて、その土のうが風化、劣化によって崩壊して、そこから汚染されたものが流れ出て、それが雨水により地下水脈に乗かって、最終的には水源である河平ダムに流れ込んだと、こういう状態が実情かと思ひます。

この資材置場の場所は、もう既に、今はこの原因となつたものは撤去されて、更地となっている状況であります。ただ、しかし、今の土壌の中には、もうかなりの高い数値での有害物質がまだ含まれているのが実情ではないかなと思ひております。このことにつきましては、今、住民課さんなり、水道課さんなんかは、定期的に地下水の状況を確認しておりますけれども、雨量が増える雨季にはその数値が上がってくる。こういったことを考えても、やっぱり土壌の中に多くの有害物質がまだまだ残っているというふうに考慮されるのかなと思ひております。

その有害物質が、じゃあなぜその地下水脈に乗かっていくかという、今の置いてある土地の中に含まれているものが、表面、土壌を、今何も覆っておりませんので、そこへ雨水が降って、そのまんま土壌浸透して、地下水に乗かってきて、最終的には集まって下流へ出てくるっていうのが、これは自然の摂理でもありますし、皆さん方が疑う余地のないところかなと思ひております。

そうしたときに、その現場のほうへ、実は私、近所ですので、何回も通ることがあるんですけども、いまだに現場の保存っていうのはできていないのが実情かと思ひます。表面が野ざらしの状態ですね。さっき言ったように、有害物質が土壌の中に含まれてるとは言いながらも、そこにはまだ何も表面を覆うものがないと。一部ブルーシートを引かれてはおりますけど、本当、それは本当に本当に一部であります。これらの有害物質の土中への浸透防止、これを早くすべきじゃないかということで、ちょっと今回お尋ねをさせていただいております。

まず、早急に土地全体のブルーシート、これ、やるべきではないかと思ひています。これが1つ目の質問であります。

ちょっと、ここは併せて行きたいと思うんですけど、2番目として、その雨水の浸透防止処置ですね。これが、例えば、財源がないといったときにはどうやるのか。何か情報によれば、ひょっとしたら原因者のほうでやってくれるのではないかということで、いろいろ打診をしてるといふふうにも聞きますので、そういった流れが我々地元にはまだ全然分

かりませんので、そういったことがどうなっているのか。この原因者と思われる企業との協議中っていうものが、今どうなっているのかっていうところをお尋ねしたいと思います。

もしもこれができないということであれば、じゃあそれ以後、どういうふうな形を行政としては考えられているのか。まずは、この2点を最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、黒田議員の御質問にお答えをいたします。

今回、円城浄水場、有機フッ素化合物問題で、原因と見られる土地全体へのブルーシート被膜を早急に行うべきではないかということでございますが、9月5日に原因究明委員会からの調査結果報告を受け、町対策本部として原因究明部会で、土地所有者である円城財産区の許可を得て、濃度が一番高い箇所へのブルーシート被膜を行なったところでございます。議員御指摘のとおり、雨水浸透防止の観点から見れば、早急に土地全体へブルーシート被膜を行うべきだと考えております。

次に、2番目の御質問でございます。

相手企業との協議内容によっては、雨水浸透防止処置の施工をどのように行なっているかというふうなことでございますが、土地所有者の円城財産区から、土地全体へのブルーシート被膜について聞き取りを行なったところでございます。その結果、円城財産区としては、現在、原因企業に対して、土地全体へのブルーシート被膜を依頼しており、原因企業も土地全体へのブルーシート被膜の準備を行なっているということでございました。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今、総務課長の話では、一応企業のほうでブルーシートの対応ができるような話があるというふうに受け止めました。もう安堵するところであります。

ブルーシートの準備はできるという今、表現だったんですけど、ブルーシートの物質的な準備はできて、この施工についても、これは企業さんのほうと話ができてるというふうに理解しとけばいいんでしょうか。ちょっとそこを再度お願いします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

これも円城財産区からの聞き取りによるものでございますけども、先ほど申し上げましたように、円城財産区としては、現在、原因企業が土地全体へのブルーシート被膜の準備を行なっているということでございます。その費用に対しても、原因企業が施工の意思があるということで、それに対してはもう企業側がしてくださるというふうに理解をしております。円城財産区が行なって、費用を企業へ請求することはないというふうに聞いております。

（町長、「施工も含めて業者がするのか。」の声）

もちろんそうです。原因企業が施工をするということでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

じゃあ、現場のほうの浸透防止については、今後ぜひ早い時期に、これは早急にやっていただければと思います。今年中というのなかなか難しいかも分かりませんが、できる限り今年中、少なくとも来年、年明けには早々にやっていただくようお願いをできればと思います。

あわせて、今の話、若干もう少しお話を詰めていきたいと思うんですけども。

あそこを全面的に表面を覆ったときに、あっこの現場自体は水平ではないです。水平ではなく、ちょっと広域農道側のほうへ若干の傾斜があって、さらにそれが旧建部町側のほうへも若干傾いてる状態かと思われまして。となれば、やはりその表面に降った雨水が、そのシートの上を流れてきて、場合によってはその一番隅にたまる可能性があるわけです。たまってくると、今度は一番端っこのところから山肌を伝わりながら、結局土壌の中へまた浸透して行って、同じように今の汚染物質を流す可能性があるかと思うんですけども、この表面水の処理については、今の企業さんとのお話では何かでているのかどうか、そのあたりをちょっと再度お知らせをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

表面水の処理については、特に企業側とどのような話をしてるのか、そこはちょっと聞き取っておりませんので、申し訳ございません、現在、お答えすることはできません。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

このあたりも、表面をブルーシートで覆ったから、もう全て終わりっていう話には多分ならないと思います。ですから、その表面水の処理についてもぜひ、最悪のことにならないようお願いをしたいと思います。

個人的に思うのは、もう一番低い場所で、今の広域農道へ明渠を一時的にでも造って、そのまま表面水を逃がしていく、これが一番お金もかからなくて、皆さん方、見てとっても、確実に分かる方法ではないかなと思いますので、そのあたりはぜひ行政の中でよりよい方法を考えていただきたいと思います。それについて、ちょっと総務課長、そこらが可能かどうか。可能かというか、話をきちんとできるかどうかだけ、ちょっと最後に聞きたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

道路や他の土地もございますので、道路管理者からそこらあたり、協議を行なって検討をしてまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

このあたりは、ぜひ、地域住民にとってきちんとした対応ができていう、これ、やっぱり姿を見せていかないと、我々地域住民からすれば、汚染された土壌がいまだに何も手を打たれてないっていうのは、今後、町長よく言ってくださる、寄り添っていくっていう部分の中で、本当かなっていうところへつながっていきますので、ぜひその姿を見

せていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この件はちよつともう終わりとさせていたひいて、質問としては小さい項目の4番へ入っていきたくと思ひます。

今回、詳細までは求めるところではないんですけれども、現在、原因者と思はれる企業と吉備中央町、いろんなお話をされとると思ひます。損害賠償についてのお話ですね。このあたりが、進んでいるのかどうかというあたりで結構です。詳細は、さっき言ったように言ひませんが、ここで示せれる範囲の中で現状の動向をお知らせいたひきたいと思ひます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在、相手先企業の代理人弁護士と、それから当方の代理人弁護士との間でやり取りが行われております。詳細については控えさせていただきますが、専門的な知識を踏まえ、十分に検討していくとの回答をいただひしているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

代理人弁護士同士での協議ということ。

これ、1個だけ確認なんですけれども、先ほど、今の表面水の処置については、企業さんのほうが前向きな検討をしてくださるような話になっております。最終的な損害賠償の、今の個々でやり取りをしてるのは、これは企業さんはきちんと吉備中央町の話を知りてくれるという体制にあるのかどうか、ちよつとこれを最後に聞きたくと思ひます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今のところ、先ほど申し上げましたように、検討はしていくよというふうな回答をいただひしているところであります。それ以上の踏み込んだところについては、現在ちよつと申し上げることはできませんので、御了承いたひきたいと思ひます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

このことを、本当、多分、時をかなり要する話になろうかと思えますし、金額も大きな話ですので、ぜひ相手方のほうから、もう終了ということにならないような形で対応していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、5番のほうへ入っていきたいと思います。

皆さん方も御覧になったかと思えますけれども、メディアのほうの情報では、環境中ではほとんど検出されたことのないH-PFASと呼ばれるものが、今回の吉備中央町にあった使用済み活性炭の中の物質と、200キロ離れた大阪、これは名前が出てますからもう言いますけども、摂津ダイキン工場近くの地下水からそれぞれ検出され、その組成も一致したということが報道で示されたわけです。これについて、京都大学の原田准教授によれば、PFASの中でも極めてまれな物質の組合せが大阪と岡山でともに検出されたことは、偶然とは考えづらい。ダイキンの工場で使われていたPFAS類が活性炭に吸着したまま岡山に運ばれた蓋然性は高いだろうとの見解でありますけども、この現実を行政としては今どのようにお考えなのか。また、今後、このことが何らかの形で影響してくるのかどうか、その行政のほうの動きにですね。これも先ほど話と同時に、ある種、係争中の部分もありますから、言えること、言えないことってあろうかと思えますけども、今、示される範囲での行政の動き、これをお知らせいただきたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

メディアでの報道につきましては、承知をしておるところでございます。もちろん、いろいろな可能性があるというふうなことで認識をしております。現在のところ、企業が行なった取引内容について言及することは考えておりません。あくまで活性炭を置いたとされる企業と交渉を行なっていく予定でございます。

先ほども申し上げましたが、使用済みの活性炭の取扱いなどに関しましては、地方自治体が独自に対処するということは非常に難しいというふうに思っております。国が早急に明確な基準を設け、さらに主導して対応を進めるべきではないかというふうに考えており

ます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今、総務課長の話では、摂津のほうの業者さんのほうには、ちょっとすぐには話は行かないというふうな理解したところであります。

今、6番の質問に若干、もう回答していただいたような話なんですけども、これは先ほどの同僚議員の質問とちょっと同様になってくるんですが。

町としてこのPFOS問題について、私はやはり何らかの形で動いていくべきだと思いますし、町長の頭の中にも、やはり国のほうにももっと先頭を切ってやってほしいというのは、多分あるのではないかなと思っています。そういった中で、行政として今後、国への働きかけ、あるいは県への働きかけ、このあたりはどのようなことを考えられているのか。これもちょっと言えるところ、言えんところがあるかと思うんですけども、言えるところをまずここで教えていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

御質問にお答えいたします。

PFASの問題について、国や県に対してどのような働きかけを行なっているのか、また今後行うのかとの御質問でございますが、今までの経緯を申しますと、当町議会より国に要望書の提出をという働きかけを行なっていただき、本年7月9日には衆議院の環境委員会より議員団が視察に見えられ、国や県とも連携しながら意見交換等を実施しております。

そのほか、町で設置する原因究明委員会においては、環境省の職員も委員になっていただいております、本年9月には同委員会で報告書が取りまとめられました。引き続き、国や県とも連携しながら、住民の不安払拭に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

国、県のほうでも動いてはくださっているというふうに理解したところであります。

実は、今年、私も環境省のほうへ同僚議員たちと行った際に、現場で実際飲んだ人間としての説明を求められて、ちょっと説明をしたわけなんですけども。今回、いろんな方が視察に来てくださってるように聞いてはいますけれども、実際に住民の皆さん方の意見をそういうところに伝えるっていうのは大まかに何回程度あったか、お尋ねしたいと思います。大まかでいいです。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

大まかに住民の方への御報告といたしますかという御質問でございますが、それぞれに応じて住民の方にはお知らせをしているところでございますので……

（11番、「聞き取りをしたかという国が来たときに、住民の人の意見が国に行くような、何か聞き取りがありましたかっていうのを。」の声）

それについては、衆議院の環境委員会より来られたときにお答えをしております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

環境委員会が来られたときに答えている。これは、多分、行政サイドで直接答えられたんじゃないかなと思うので、私が思うのは、地域住民が直接じゃあそういう方々に、今の状況っていうのを話すことができたかどうかっていうのがちょっと知りたかったわけなんです。これ、何が言いたいかっていうと、やはり現場の声っていうのは、執行部の皆さん方が聞いて、それを皆さん方の中でしゃくした中で上へ伝えるっていう部分と、直接現場の人間がそのまま言葉として表すっていうの、これちょっと若干内容が違ってくると思うんですね。思いとそれからその熱さですね。こういった部分において極力、その全ての会ではないですけども、何かの会には地域住民の声が直接、環境省であったりとか、今の衆議院の皆さんであるとか、そういったところに言える会っていうのをぜひ一考していただければと思います。

ただ、これは、こちらの吉備中央町が望んだところで、なかなか難しいんだと思いま

す、現実には。向こうがこうこうこうだからって。これは、逆に考えたら、本当にどこまで国が偉いんだっていう話ですよ。我々が被害を受けてるんで、我々の声を聞かずに置いて、じゃあ執行部、行政が頑張りましたね、どうやったんですか。それをだけを聞いて帰る。私は、これはちょっと手落ちじゃないかと思うんです。国のほうの態度っていうものが、そういうものかっていうふうに私は感じます。じゃあなくて、やはり実際に現場でそういう被害に遭った人間たちの生の声を聞いて帰る、それぐらいのスタンスで物事を考えていただくほうが、私はいいんじゃないかなと。これは、吉備中央町へ言って変わるものかどうか分かりませんが、吉備中央町としても、もし国のほうと話す場合があれば、そういったことを伝えていただきたいと思います。

でも、これだけはやっぱり町長、聞いときたいですね。どう思われるか。ちょっとこれは、最後に意見を。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

国に対して、本当に、住民の声を伝えるというのは大切なことです。そのことを特に思いましたのが、あれは衆議院会館ですか、に議員の方と行かれて、私もおりました。そのときに、環境省の方々がおる中で、まさしくその水を飲まれた黒田議員がいろんなことを話されました。我々も話しましたが、一番こたえたのはやはり黒田議員が話された内容だろうと思います。そういうようなこともありまして、大きくここで環境省の受け止め方、国の方向も若干変わったように私は思います。その一つのきっかけがあのかたころかなと少しは思います。そうした意味では、やはりこれから進めるときには、本当に現場の生の声を直接聞いていただくというのは大変重要だろうと思います。

また、我々が、例えば国に陳情等々に行くときには、もし可能な限り、例えばその代表者の方等も行けるようなことがあれば、そのきっかけをつくっていきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

生の声を聞いていただく。町長のほうでは、何か黒田、めっちゃ褒めてもらった、褒め殺しの世界かなとも思うんで。それは別としても、本當ぜひ、いろんな声、現場の声を届

ける工夫をしていただきたいと思います。

さっきの撰津市の話、ちょっとだけ、もうちょっとだけ行きたいんですけども。

今の町内業者さんにとっても不利な話ですよっていうのを、しっかり言ってあげてください。今だったらもう町内業者さん1人が責任を負うような話じゃないですか。元を出したところは何にも影響なくて、へへへと笑ってる状況かと思います。そうではなくて、やっぱり生産者責任としてぜひ影響があるんだということを伝えるようお願いしたいと思います。

それでは、2番目の大きい質問といたしまして、吉備高原都市の後期計画、これは先ほど同僚議員の話の中でもちょっと若干出てまいりましたんで、それは町長のほうも答えられておりましたけども。吉備高原都市の販売、これ本当に好調で、私の知ってる限りでもうほぼ完売。今、話ができるところがないという今状況になってます。もう全てのあの団地が、何かの形で今、話を進めている。ですから、最終的にはそんなに遠くないときに全てが完了かなと。

そうなる手前で、やはり私は次の後期計画、これを県のほうに進めてもらうべきだと思います。先ほど、町長の答弁の中でも、県のほうへもしっかりとアピールをしていくというふうなお話がありましたけれども、実質的にこの後期計画を県のほうへどういう形でアピールをするのか。もうするというのは聞いてしもうたんで、その答えを求めよう思うんですけど、聞いてしまったんで、それをどうさらにアピールをするのか、ちょっとその辺の詳細を町長のほうでお答えいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、吉備高原につきましてお答えをさせていただきます。

もう端的に答えさせていただきます。だらだらと答弁書こしらえてましたが。

黒田議員が言われたとおり、多分、来年度あたりでこの完売ができるんだろうと思います。そうした中で、県のほうは平成14年3月に吉備高原都市の今後の整備の方針についてということで、その中で事実上凍結のような格好のことを書いています。その中の文言で、ただ完売した暁には云々、次にとかというようなニュアンスのことも書かれてますが、私自身は同じような思いで、完売してから物事を考えておったんでは、ものすごくタ

イムロスになるという思いがございます。ですから、県のほうも完売というのがもう分かってきてますので、ぜひ促進協であったりとか、いろんな、私も個人でも行きます。議会とも一緒に行ったりして、県のほうに強くやりましょうということを訴えていこうと思います。ただその中で、何も提案なくしてやりましょう、やりましょうじゃあ、なかなか難しいと思います。私は、やはり50年ほど前に立てられた計画そのものが、今に合うのかどうかというのを大変危惧をしておりますので、まずは後期分について、今の現状に合うものをつくりましょうというのが1点。

それからもう一点は、やはりインフラ、道だけは県、早急に考えてくださいと。あとについては、県も多分そういう考えであろうと思います。あとの造成とか云々については、やはり民間のディベロッパーの方の力を借りるというのが現実だろうと思いますので、その辺も踏まえて、取りあえず一步踏み出しましょうということを、県の議会と併せて知事のほうにも訴えていこうと思います。当然、議会の方と一緒に要望に行きたいと思いません。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

前向きに取り組んでいただきたいと思います。私個人としては、もうしっかりと応援していきたいと思えます。

現実的な話をちゃんと持っていくのも、私は必要だと思います。データがないと、これはなかなか動かないので。それと併せて、やっぱり若干は夢を描いた部分も私は持つていくべきじゃないかと思えます。今回も、子どもたちの未来会議みたいな、やりました。そういった形で、将来を担う子どもたちの吉備高原のあるべき姿、このあたりもこうあってほしいっていう、これは実現するかどうかはちょっと別です。でも、地元の子どもたちが、こんなことを今の吉備高原に望んでいるんだ、こういうことを吉備高原でやってほしいんだ、このあたりもやっぱり一緒に持つていくことが、やはり県の皆さん方にも理解を得やすいのかなと思えますので、ぜひそのあたりも一緒に取り組んでいただきたいと思えます。

では次に、2番目といたしまして、その吉備高原都市でありますけれども、人間尊重、福祉優先、私、この言葉は非常に好きなんですけれども、これを基本理念といたしまして、昭和50年、1975年3月に吉備高原都市建設基本構想、これが策定されました。これ

から数えますと、来年がちょうど記念とすべき50年となります。そこで、令和7年度においては、何らかの形で吉備高原都市を中心とした、人間尊重、福祉優先の基本理念を担う記念事業、吉備高原中心に行っていただいて、さらなる町の飛躍につなげるべき好機と考えるべきではないかなと私のほうは思いますけども。ただこれ、お金をかけるっていう意味合いじゃないですよ。ものすごいお金をかけてやるんじゃないで、皆さん方の意識の中に、今の人間尊重ということか福祉優先っていうものを、吉備中央町の皆さんにも分かっていたらいいっていう、精神の部分がかなり重要なので、これらを含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今、議員の話聞いて、50周年が来年というふうなことを理解しました。もうあつという間に50年がたったんだなという思いです。ぜひ県に、私としては50周年になりますよと。そのときにここからまた進めますよというような何か確固たる意思表示もしていただければ、大変大きな、皆さんに提示できる形あるものになると思うんです。何か、何でもいいです。紙1枚でもいいですから、県のほうからやりますよというものを何か示していただきたいと思います。この50周年の節目という言葉、しっかりと県に訴えて、やりましょうということを出したいと思います。

それから、町民の方にも、本当に残された、岡山県としても財産ですよ。それから、吉備中央町としても、これから町が発展する財産ですよ。だから、皆さんで、この吉備高原都市の後期分をしっかりと進めましょうと、応援してくださいということも言っていかなければならないと思います。ぜひ来年は一步進めましょう。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

ぜひとも何らかの形で、これが多分後期計画につながってくると思うので、これをスタートとして後期計画が走り始めるっていうところへつないでいただきたいと思います。

それから、さっき私がちょっと申し上げましたけども、お金をただただかけてイベントを打つんじゃないで、吉備中央町の町民の皆さん方の中に、人間がまず尊重されるべき町

です、そして福祉を優先しています。もうロボットとかそういうなんじゃなくて、やっぱり人間がまずは根底には優先されてるんだよと、そういう町です、吉備中央町が。それを認識していただくような取組をしていただきたいと思います。

それでは続いて、3番目に入りたいと思います。大きい3番目。

生活道路の維持管理についてお尋ねしたいと思います。

これについては、今回、我々も、町長も含めて、選挙活動をやったわけなんですけども、多分町長も今回、非常に、町内くまなくは、あちらこちらを車で、歩かれたんじゃないかと思います。それから、選挙活動にも行かれたと思います。そういった中で、非常に山の中であつたりとか、離れた場所では、支障木があつたりとか、草刈りができてなくてなかなか普通車でも通りにくい、軽トラでもどうしようかっていうような場所を多分目にされたのではないかなと思います。

そういった形の中で、私、これ、結構何回も質問をしてるんですけども、町道を中心とした生活道路の草刈りや側溝の土砂撤去など、この維持管理が、現在、もう住民の高齢化や人口減少により非常に厳しい状況となっている。このあたりはもう御理解されとると思いますけども。

そのような状況の中でも、心ある皆さん方が、半ば善意の中でという部分も含まれてます。私の知った方でも、自分の居住してる地域じゃないところまで行って、御親戚がそこにあるのでということで、そこの管理をされたりっていうのも実際にいらっしゃいます。そういった方々で、今の生活道路の環境が守られている、この状況、これを行政としてはどのように捉えているのか、考えているのか。そして、今後、行政としては、どういうふうな取組を行う考えがあるのかどうか。このあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

黒田議員の御質問にお答えいたします。

当町は、中山間地域に位置しており、その地形や集落の形態により、町道の延長は約870キロ、路線数は986路線と非常に多岐にわたっております。このため、その維持管理には大変苦慮しています。しかし、自治会並びに住民の皆様の御協力により、草刈りや側溝清掃、道路面の補修などの維持管理が行われており、安全な通行が確保されており

ます。

議員も御心配のとおり、自治会や各種団体が自らの力で道路を維持管理することは、小規模な集落や限定的な範囲での地域活動では大変困難なものと認識しています。特に、今後、人口減少や高齢化の進展により、高齢者世帯や独り暮らしの方が増加することで、地域の恒常的な協働活動がさらに難しくなっていくことが予想されます。今後も、これまで同様に、自治会や地域の皆さんの協力を得ながら、汗をかき、知恵を絞り、一緒に問題解決に向けていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

いろんな形で、行政のほうも危機感を持ってくださってるっていうのは分かったとこであります。そういった中で、ちょっとこれ、3番のほうへ入りたいと思いますけども。

松くいによる交通支障木、これが非常に今、目についてきております。実は、今回も、ちょうど加茂大祭の日ですね。当日に、私の知り合いが加茂大祭に、お祭りに参加するために、朝、岡山市の建部から吉備中央町に来る途中で、広域農道を走ってましたら、カーブを曲がったら支障木が倒れていて、それに車がぶつかって破損したというのが現実起きております。ただ、それは、岡山市建部分でしたので、吉備中央町にはあまり影響はないんですけども。ただ、吉備中央町の今の広域農道路線上を見ても、松の松くいによる、もう本当、枯れ木の状態のものが非常に多くなっております。それから、枝が、大きな風が吹くと路面上に落ちてるっていうのも、これも多く散見されるわけなんですけれども。

こういったもの、自治会が持っている今の人力であったり、それから道具であったり、チェーンソーとか、はしごとか、そんなものではもう対応が不可能な場合、こういった場合には行政としてはどういうふうな対応をしていく予定なのか、このあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

御質問にお答えいたします。

松くいによる交通支障木などの対応についてでございますが、吉備中央町交通等支障木

伐採除去事業補助金交付要綱の定めによりますと、松くいに限らず、町域の国道、県道、町道、広域農道等ののり面に繁茂した通行の妨げになる樹木を伐採する事業に対しての補助金となります。

また、自治会において伐採作業を行うことが困難な支障木であって、当該支障木の伐採作業に専門的知識と技術を有する者がその作業の一部または全部を行うこと、つまり委託作業も予算及び補助率の範囲内において補助金を交付できますので、有効に御活用いただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今、住民課長のほうに説明をしていただきましたけど、これは吉備中央町交通等支障木伐採除去事業補助金交付という事業かと思われますけども、本当にありがたい話で、我々も時に活用するんですけども、実はこれもなかなか厳しいものが、先ほど課長の説明で、委託の場合は、これは3分の2ですね。上限が20万円までといううたい文句なんです。先ほど言ったように、非常に今、多いんです、場所が。だから、松の数も多いわけなんです。でなると、この20万円というたら、はるかに超える可能性があるわけです。ただ、分割、分割、分割で出していいよっていう話になれば、そういうこともやるんですけども、作業的にはもう一括でぱかんと、これは50万円かかるが、やったほうが多分安価にはなると思います。

そういったことを踏まえながら、今のマックス20万円というものは、何らかの形でもうちよっと増減しようとかという考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

お答えいたします。

この事業の補助金のことですが、議員おっしゃったとおり、30万円の事業に対しまして20万円の補助金といった格好になりますが、年次計画で皆さん出していただいたりしておりますので、今の現段階ではそういうことにさせていただきたいと思います。今後、検討していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

このことは、検討をぜひしていただきたい。

さっき言ったように、一括発注か分割発注かというたら、やっぱり一括発注のほうがかなり安価になります。一々機械を持ってくるのを何遍も何遍も重ねなくてもいいわけですから。そうしたら、もう多分8掛けぐらいではできると思いますんで。ですから、場所場所に依じてそういったことをやったほうが、そこに合った適当なのか、そのあたりも判断しながら、そういうところが増えているのか、そのあたりを検討しながら、ぜひ今後のことを考えていただきたいと思います。

それでは、4番のほうへ行きたいと思います。

今後の住民組織や各種団体が、自らの力で生活道路を維持管理するためには、吉備中央町の道路整備草刈事業補助金の対象最低延長200メートル、年1回、これの事前申請、これを5月まで。この採択条件の緩和というものはできないのかどうかという部分と、それから今はこれ、メーター当たり30円の補助を出していただいているんですけども、このあたりの補助金額、これが昨今のいろいろな物資等々の値上がりの中、考慮できないのかどうか、ここについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

お答えいたします。

現在、町道につきましては、平成24年4月から道路整備草刈補助金として、地域の交通安全確保のため、路肩、路側等の交通の妨げとなる草刈りの作業に対し、道路延長が200メートル以上、補助金は年1回の作業を対象とし、1キロ当たり3万円を交付しておりますが、全ての町道に対し交付できているわけではございません。主な要件としましては、幹線町道や集落と集落をつなぐ町道を対象として補助金を交付しております。

議員御質問の採択要件の緩和と補助金の増額でございますが、平成24年4月から交付を開始した補助金の制度も12年が経過しております。これまでは補助金の限度額を10万円にしておりましたが、実質延長が3、300メートル以上になる実施団体へは、

補助金が実施延長に対して全額担保されなかったことから、本年度からは限度額を廃止し、他の実施団体との公平を取るよう、要綱の一部の改正を行なっております。今後も地域の実情に沿った補助金の要綱改正を視野に、今後の課題として検討していきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

改定に向けて動きがあるように伺ったように思います。

実際には、さっきキロ3万円、メートル当たり30円、これがさっき言うたように、もう数年、場合によっては数十年前になりますけども、かなり過去のときに決めてもらった数値になりますので、ちょっと現状、特に高騰物価になってる今のところに合っていないような、私自身思うんですけども。このあたりは、ちなみに町長、どう思われますか。ちょっと御意見を。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

このメーター30円っていうのは、本当に長年使われた単価だと私も認識をしております。大変地域の方々にはお世話になって、本当に支障なく交通ができると思っております。この単価アップにつきましては、先ほど言われました物価高騰も併せて、他の補助金等々のそれぞれ高騰とかということもございます。全体枠の中でしっかりと検討をさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

ぜひそのあたりをしっかりと検討していただいて、地域住民がまだ現場で頑張れる体制づくりを、行政としてもしっかりとやっていただきたいと思います。行政職員の方が行って、現場で草刈りというて、これはもう物理的に多分できないと思います。となれば、やっぱり地域住民の皆さん方にお世話にならなければ、これは守れないわけですから、そういった中で地域住民が何とか踏ん張れる、そういった根拠をつくっていくことも行政の仕事か

と思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、最後になりますけども、5番目といたしまして、今の道路管理をする中で、実は道路側溝等に、イノシシなど、野生動物がのり面を崩して、崩落した土砂が積もり、側溝へ堆積しているわけなんです。さらに、イノシシのみならず、ちょうど今の時期ですけども、枯れ葉がもうとても多くつかえて、このため水が道路からあふれて、逆ののり面を走って道路崩壊につながるとか、下の農地に災害をもたらすとか、そういったことが起きているのも実情かと思います。私の近辺でも結構多くなっております。実は、この道路の側溝の土上げ、これ、非常に重労働になっております。私も何遍かは年間やるんですけども、本当に腰が痛くなるわけなんです。こういったところについて、行政としては何らかの方法、ある程度支援という形での方法を御検討されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

お答えします。

道路の閉塞によります排水不良は、雨水などが路肩を侵食し、結果として路肩崩壊による災害発生の可能性が高くなります。現在、自治会等の地域活動において、側溝整備にも御協力をいただいているところですが、自治会で対応できない事案につきましては建設課に御連絡いただき、状況に応じた対応をさせていただきますので、御相談いただければと思います。

また、補助制度につきましては、今後研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

まずは、建設課のほうへ連絡をすれば対応してくださるという、これ聞いたんでほっとしました。早速、連絡は取らせてもらいたいと思うんですけども。こうやって地域が一生懸命頑張ってる部分には、ぜひ行政としての支援策、町長のよく言われる寄り添った形の中で、住民の皆さん方に気持ちよく動いていただける、この創意工夫を引き続きお願ひを

いたしたいと思います。

これで私のほうの質問は終わりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2時05分 閉 議